明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

毎月一回二十日發行

明治廿一年五月創刊

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.

NO. II. FEBRUARY, 1904.
VOL. XVII.

監獄協會雜誌

明治三十七年二月二十日發行

第拾七卷
第二號

監獄協會發行

○論　說……（一　頁）
●刑罰法令運用に就ての所感（茶話例會講述）……司法省參事官　平沼騏一郎君
●四人逃走事變に關する所見……千頭正澄君
○雜　錄……（二一四頁）
●感化矯正と性相學……進藤正直
●親鸞餘影（一）……秋風春雨樓主人
●徒刑囚の所遇……
●浦鹽斯德の監獄……
●東京便……別天生
○統　計……（四一頁）
●明治三十六年十二月末日現在全國在監人員表……
●明治三十六年十二月末日現在全國在監人員表……
●前表中外國人を國籍に依り區別すれば左の如し……
●明治三十六年十二月末日現在全國四人刑名別表……
○翻　譯……（四六頁）
●寒兒及私生兒……紐育慈善保護協會副幹事　アンナ、チー、ウヰルソン
○雜　報……（五〇頁）
●（十數件）……
○評　……（五九頁）
○出獄人保護……（六一頁）
○會　告……（六二頁）

○會　說……（一　頁）
●初刊の辭
●臺灣刑律の上に笞杖刑採用の議あるを聽て所見を述ぶ
○論　說……（一六頁）
●兒童談（十二月十九日於茶話例會）……早崎春香君
●四人詐病論……板津七三郎君
○雜　錄……（五五頁）
●唐津分監の概況
●所謂增食は斷して不可なり……進藤正直
●訪問談……
●泥棒大學（文明社會の裏面）……
●川越懲治場を觀る……別天生
●東京便（一月二十一日）……同
○統　計……（七三頁）
●明治三十六年十一月末日現在全國在監人員表……
●明治三十六年十一月末日現在全國在監人員表……
●前表中外國人を國籍に依り區別すれば左の如し……
●明治三十六年十一月末日現在全國四人刑名別……
○翻　譯……（七八頁）
●寒兒及私生兒（紐育慈善保護協會副幹事）アンナ、チー、ウヰルソン
○雜　報……（八三頁）
●三十六年監獄史
●外十數件……
○叙任辭令……（九九頁）
○法　令……（一〇〇頁）
○地方通信……（一〇一頁）
○會　告……

監獄協會雜誌第十七卷第二號　（明治三十七年二月二十日發行）

論　說

○刑罰法令運用に就ての所感（茶話例會講述）

司法省參事官　平沼騏一郎君

本日は當監獄協會の新築落成に相成りまして、其落成式を御擧行に相成りまするので、甚だ恐悅のことに存じまする、謹んで御祝詞を申上げまする、實は御祝詞を申上げまして、直ちに引ッ込みたい考でございまするが、兼て小河君より致しまして、何か話をしたら宜からうと云ふ御談じもございましたので、何か申上げなければならぬ義務を負ふて居りまするやうな次第でございます、然るに小河君には能く御斷申して置きましたが、實は準備の遑もございませぬので、取止つた系統のありまする御話を申上げると云ふことは到底出來ぬのでございます、唯私が平生職務を執りまする上に於きまして感じて居る事がございまする、其一端を申上げまして責を塞ぎたい考でございます、幸に申上げますることが皆さんの御參考に相成りますすれば甚だ仕合のことに存じます。

私が今日御話を申上げて見たいと思つて居りまする事は、法律の運用、殊に刑罰法令の運用と云ふことに關しまして、兼て私が希望を持つて居りまする其希望の一端を御參考までに申上げて見たいと思ふのであります。

扨て法律と申しまするものは勿論私より申上げまするまでもなく、必ず一定の目的と云ふものがなければならない、一定の目的を持つて居るのであります、て此法律と云ふものを運用致しまするに付きましては此目的を達しなければならないと云ふことに留意しなければならないことゝ考へます、此法律の目的と申しますれば、學問上から申したならば餘程むつかしいことでございませうが、煎詰めますれば秩序の維持と云ふことに歸着するであらうと思ひます、詰り此秩序を維持すると云ふことは、共同生活の保持發展と云ふことの爲めに必要である、又個人をして自存の目的を完ふせしむると云ふ爲めにも必要である、此目的思想を離れましては法律と云ふものはないのである、此目的思想を離れましては法律の運用と云ふ問題も生しないのであります、刑罰法令と云ふものも決して此目的の外に立つものではない、刑罰を設けると云ふことは、詰り此秩序を維持すると云ふことの爲めに必要であるからである、決して刑罰其物が目的であるのではない、刑罰と云ふものは結局目的を達するの手段である、詰り此必要と云ふものを離れましては刑罰と云ふものは存在しない、目的を顧みず此必要と云ふことを度外と致しまして刑罰法令を運用すると云ふことは、是は到底有間敷ことゝ考へるのであります、私は刑罰主義の事を今日申上げるのではございませぬが、所謂此刑罰の學理に付きまして、學者の唱へまする所謂絶對主義或は又目的思想を加味して居りませぬ所の應報論此の如きものは私の信ずる所を以て致しますれば結局實際に適合しない所の空論であらうと思ふのであります。

扨て此法律と云ふものは申すまでもございませぬ死物である、法律と云ふものの目的はございますが法律自身が活動致しまして、其目的を達すると云ふことは勿論出來ない、法律の効用を完ふ致しまする爲には、どうしても之を運用すると云ふことが加はることは勿論の話である、所で此法律の運用と云ふことに付きまして、一つの大切な區別のあると云ふことに注意せぬならぬと考へます、それはどう云ふ事であるかと申しますれば、法律を運用するに當りまして自由裁量の餘地のあると云ふことゝ自由裁量の餘地のないと云ふことに依つて生ずる所の區別である、て私は言葉は甚だ不穩當であるかは知れませぬけれども、此自由裁量の餘地を與へて置きませぬ方の法制を絶對法制と假に名付けて居ります、又此自由裁量の餘地を與へて居りまする方の法制を假に相對法制と唱へて居るのでございます、名稱は惡るいかも知れませぬけれども先づ便宜の爲めに斯う云ふ名稱を用ひまするのでございます、此所謂絶對法制と云ふものの下に於きましては、法律を

運用致しまする所の機關に自由裁量の餘地と云ふものが與へてない、法律を適用するに當りまして爲すべき事柄と云ふものは法規に據りまして嚴格に極つて居る、即ち斯々の事實があれは斯う云ふ處置をしろ、斯々の場合には斯々の處分をせよと云ふことが一から十までちやんと極つて居る、其間に於て少しも動きの取れないやうに出來て居るのである、それてありますからして、法律を掌る所の者は、所謂杓子定規に法律を當てゝ往けばそれで役が濟む、外にすることはない、利害得失を考へまして適宜の處分をするとか、さう云ふ風な働は要らない、例へて申しますれば、若し犯罪があつたならば必ず起訴せよ、斯う云ふ法律に極つて居りますれば、起訴の職務を持つて居りまする所の檢事と云ふ者は、犯罪のある毎に起訴すれば宜しい、犯罪があるから起訴する、是丈て宜しい、此事件は起訴すべきであるか或は起訴すべからざるであるかと云ふことに付きまして、少しも苦心をする必要はない又一定の犯罪例へば竊盜罪に付きまして刑期と云ふものはちやんと極つて居る、例へば懲役十年に處すると云へば、是より加重することも減することも出來ない、此の如く法律が極つて居りましたならば、裁判官と云ふものは其犯罪即ち唯今の例て申しますれば、竊盜犯を裁判致しまする際に、今の極つて居りまする十年と云ふ刑を當てれば、此刑罰は適當てあるかどうかに付きまして、少しも考案を費しまする必要と云ふものはない、此の如き制度の下に於きましては、此法律自身には勿論目的と云ふものがあるに相違ないてありませうけれども、此法律の運用と云ふことに依りまして、法律を目的に適合せしむると云ふ問題は生じないのてあります、法律を運用する者は法律を知つて居ればそれて宜い、法律を知つて居ればモウそれで澤山てある、それで事は足りるので、法律を適合するに當りましては殆と器械的に働いて居ればそれで役は濟む、斯う云ふことになるのてある、若も法律と云ふものが世の中の千態萬狀を網羅して遺算なく出來て居ると致しますれば、今の絶對法制て十分に目的が達せられるてありませう、併ながら此の如き事は實務に當る人が考へれば直ぐに分る通り、云ふべくして決して行ふべからざることてある、法律を以て一切萬事を漏なく規定すると云ふことは到底不可能てある、法律を以て細密に此世の中の事情を盡して規定して行くと云ふことは、是は到底望み得べからざることてある、それてありますからして、如何なる世の中に參りましても、極端に此絶對法制と云ふものを施行して行くと云ふことは到底出來ない事てあらうと考へるのてあります、即ち絶對法制て目的を達して行かうと云ふことは到底望まれぬことてある、それから又此世の中が段々進歩して參るに連れまして、生活關係と云ふものが段々錯綜して參る、生活關係が段々錯綜して參りますれば錯綜して參る程、此絶對法制と云ふものは益々不適當になつて參る、言換へて見ますれば必要上法制と云ふものが所謂相對

的のものにならなければならないのである、て此相對的法制の下に於きましては、所謂自由裁量と云ふものの餘地がある、即ち極く手短に申しましたならば、法律と云ふものが大綱を示して居る、其範圍内に於きまして運用する者が自由に活動する、煎詰めればさう云ふ風になるのでありませう、即ち法律を適用するには相違ないのでありますが、併ながら決して杓子定規に法律を適用するのてはない、法律に羈束されるには勿論相違ないのでありませうが、少しも動きの取れないやうに羈束されると云ふものでは決してないのである、之を要するに、執法官の働と云ふものは決して器械的でない、利害も察しなければならず、又得失と云ふことも考へて然る後に處置をすると云ふ餘地がある、さうなりますると、此法律を運用するに當りまして、巧拙と云ふことが生して來る、法律を極く巧みに運用すると云ふことゝ極く拙劣に運用すると云ふことの區別はどうしても生じて來なければならぬ、若し此法律の運用が巧妙でありましたならば、十分に其目的を達することが出來るでありませうし、又法律の運用が拙てありましたならば、到底其目的は達せられないと云ふことになる、それてありますから相對法制の下に於きましては、法律を運用する人の責任と云ふものは非常に大きい、法律規則を諳んすればそれで宜い、斯う云ふ譯には參らないのである、詰り此の世の中の有らゆる方面に行渡つて法律を運用する人は智識を持つて居らなければならぬ、又世の中の千態万狀を究めまして適當な處置をする、斯う云ふことに努めて往かなければならぬ、絶對法制の下に於て働くやうに唯法律を知つて居つて杓子定規にそれを當篏めて行けば宜い、斯う云ふ譯には往かないのてある。

右申しまする如き次第てございまして、所謂絶對法制と云ふものは目的を貫徹する爲めには不適當である、どうしても必要上法律と云ふものは相對的のものとならなければならぬと云ふことは、是は到底爭へぬ事柄てあらうと考へるのでありますす、それから又實際に於きまして、此相對法制の範圍と云ふものは段々擴張されて參りまするとと云ふことも是は事實てあらうと思ふ、此事は吾〻が一切の法律の領域に於きまして實驗して居る事柄てある、此事は民法の領域に於きましても事實てある、商法の領域に於きましても亦事實てあるのてあります、又刑罰法令の區域に於ても矢張其通りてあります、民法や商法の規定に就きまして其例を引きますれば色々ございませうが其事は措きまして、刑罰法令に就て先づ考へて御覽なさい、今日は能く人が申しまする、便宜主義と云ふものが行はれて居る、犯罪あれば必ず起訴すると云ふ嚴格な主義と云ふものは、實際今日は廢れて居ります、即ち便宜主義と云ふものが行はれて居りますからして、起訴不起訴に關しまして裁量の餘地と云ふものが當該官に與へてあるのでありますす、それから又刑罰制度に付て考へて見ましても、所謂絶對刑罰制と云ふものは今日は廢れて居り

まして、相對刑罰制と云ふものが之に代つて行はれて居る、即ち御承知の通り法律と云ふものは各罪に對しまして刑罰を限定して居らぬ、即ち或は數種の刑を示し又同種の刑の中に於て最高度と最低度を示しまして、其間に於て裁判官に自由裁量の餘地を與へ、其間に於て適宜に宣告すべき刑を定める、斯う云ふことになつて居る、それから又此點に付きましては、尙ほ進んで現今の法律に於て裁判官に許されて居る所の裁量の範圍と云ふものは狹隘に失する、今少く廣くしなければならぬと云ふ議論が勝を占めて居る位である、それから又今日の所では我邦には實際行はれて居りませぬけれども、條件附刑の言渡即ち刑の執行猶豫と申しまするか、斯う云ふ制度もある、現に之を行つて居る所の國もある、又此制度は近き將來に於きまして我邦にも採用せらるゝことに相成るであらうと考へて居ります、それから尙ほ進みまして刑罰の宣告に付きまして所謂不定刑を言渡すが宜いと云ふ學說が起つて居る、是も亦採用して居る所の立法例も現にある位でありまして、日本ではまだ勿論採用になつて居りませぬし、又採用せられると云ふ傾にもなつて居らぬやうでありますが、併し其議論と云ふものは確にある、又實際外國の立法例には現にあるのである、で此の如く此刑罰法制と云ふものが漸次に相對的になつて居る、又將來に於きまして其必要と云ふものは益々加つて參ると云ふことは是は到底爭へぬ現象であらうと考へるのであります。

右申上げまする通りでありまして、此相對法制と云ふものを採用し又其範圍を漸次擴張致しまして、執法官に自由裁量の餘地を與へ又其自由裁量の範圍を段々大きくして參りますることは、結局巧妙な運用に依りまして法律を目的に適應せしむる、斯う云ふ關係理由に基くのである、即ち死物である所の法律と云ふものを活用する、さうして世の中の一切の事情に之を適應さして行く、斯う云ふ爲めである、若し此目的と云ふ大眼目のあることを忘れまして器械的に法律を適用致しましたならば、其効用と云ふものは殆とありはしない、若し法律を掌つて居りまする者が、法律の明文に違はなければそれで宜いのである、斯う云ふ考で職務を執りましたならば、形式上はそれで濟むかは知りませぬけれども、實際に於て其職責を完ふすると云ふ譯には參らぬのであります。

扨て目的を考へて法律を運用せよ、斯う云ふことは申しますることは極く容易いのでありますが、併し此職責を實際完ふすると云ふことに付ては色々の困難があらうと考へる、其中に付きまして私の現に實驗して居る事で申上げたいことがある、それはどう云ふ事であるかと云ふと、此一つの法律と云ふものを運用するに付て唯一の機關が終始働くと云ふものでは決してない、一つの法律を運用するに付きましては多數の機關が之に參與して居る、即ち分業と云ふものがありまして、各機關の働きまする所の方面と云ふものは各々違つて居る、此の如く此分業と云

ふものがありますするが、併し其目的と云ふものは同じてある、即ち各機關の働きまする所の方面と云ふものは皆違つて居りまするけれども、結局同一の目的に向ふものてある、扨て斯の如く違つた方面に於て働いて居る所の多數の機關と云ふものが同一の目的に向ひまして、立派に効を奏する、斯う云ふ爲めにはどうしても是等の機關の間に聯絡と云ふものがなければ往かないのてあります、其間に所謂協力と云ふものがなければ到底其効能はないと考へる、己れは己れてある、外かの機關はどう云ふことをしても一向構はない、又外かの機關は困つても宜い、斯う云ふ考て皆職務を執りましたならば、殆と効を奏すると云ふ望はなからうと考へます、此の如く相成りましたならば、分業と云ふものは非常に害になる、各自の職責は勿論嚴守しなければならないのてある、即ち各機關の獨立と云ふことは十分に保つて行かなければならぬ、併し此獨立と申しますることは決して孤立と云ふことてはない、獨立と云ふことが孤立と云ふことになつては大變なことてあります、若し各機關が孤立して居りましたならば到底何事も出來るものてない、一方は右に行く、他の一方は左に行く斯う云ふことては到底効を奏すると云ふことは望むことは出來ない、又同し目的に行く考はありました所が其間に聯絡がありませぬで意思の疏通も缺いて居る、其やる事が總て衝突すると云ふことになりましたならば、決して其欲する所に到達すると云ふことは出來ないのてある、刑事々件に付て申しますれば、所謂犯罪を搜索して起訴する所の機關、審理を致し參りまして刑罰を宣告する所の機關もあります、又實際宣告したる所の刑罰を執行して持つて居りまして、其活動すべき範圍と云ふものは法律て以てちやんと極つて居る、若し是等の機關が各々其職責を守つて居りましたならば、勿論形式上其間に衝突と云ふものは生しないのてありませう、併し是等の機關が互に孤立して居ると云ふことでは決してないのてある、今申しまする通り其働く方面は皆違つて居りまするけれども其向いまする所の目的と云ふものは總て同一てある、檢事と云ふ者は犯罪を檢舉する、犯罪を起訴する、是は今日の便宜主義から申しますれば犯罪があるからそれて起訴する、斯う云ふ譯てはない、即ち害を除き秩序を維持すると申しますか、其目的の爲めにどうしても起訴すると云ふことが必要てある、求刑をすると云ふことは必要てある、斯う云ふ考から起訴するのてあります、それから又裁判官が實際刑を宣告するに當りまして、唯空々寂々に刑罰を宣告するものてない、即ち刑罰の目的を達するにはどう云ふ種類の刑罰が之に適合するか又どう云ふ尺度の刑罰が之に適當てあるかと云ふことを能く考へて然る後に宣告するのてあります、それから又實際刑を執行する所の機關之も無主義に刑罰を執行するのてはない、即ち常に刑罰執行の結果刑罰の目的を達することが出來るか

どうかと云ふことを考へて往かなければならぬと云ふことは勿論の話であります、先づ斯う云ふ次第でありますが、若し檢事と云ふ者が實際犯罪を檢舉致しまして千辛萬苦の末之を起訴した、所が裁判官は適當な刑を言渡して呉れなかつた、刑は言渡したけれども、誠に不適當の刑罰であつた、さう云ふ場合には檢事の骨折と云ふものは全く水泡に歸する結果になるのでありませう、それから又裁判官と云ふものは實際適當な刑を言渡した、其場合に執行が都合好く參りませぬと、折角適當の刑を言渡しましても其甲斐がないことになる、又刑罰を執行する所の機關でありまする監獄に於きまして、常に設備を致しまして刑罰の目的を貫く爲めに適當な執行の仕方を考へまして、之を實行せむと待構へて居りましても、若し裁判所の言渡す刑が之に適合して參りませぬと、殆と監獄に於て効を收めると云ふことは出來ないことになるのであります、此の如き不良の結果を生ずるは詰り此各機關の間に聯絡がない、各機關が孤立をして居ると云ふことの爲めであらうと思ふ、詰り各機關が孤立して其間に強固なる所の聯絡がありませぬと、實際に於て互に行動が牴觸するのである、實際に牴觸致しまして効を收められね、斯く相成りますれば、形式上の衝突と云ふものは免かれるか知れませぬけれども、矢張實質に於ては衝突を生じて居ると言はねばならぬのである、て私は是まで職務を執りまする上に於きまして、各地方の裁判所から參つて居りまする記錄を檢閲致しまする、又實際各地方裁判所の所在地に參りまして實地に就て視察致しまする際に、何時も唯今申しました點には注目を怠らない考で居ります、所が私が此點に於て希望致して居りますることは遺憾ながら十分に達せられて居らないのである、勿論此事が十分に都合好く行はれると云ふことは困難のことでありませう、併ながら都合好く行はれなければ詰り刑の大眼目でありまする所の目的が達せられないことになる、さうなりますれば國家の機關が詰り空廻りをして居る、斯う云ふ譏りを受けても仕方ないのである、多數の機關は獨立して存在して居りましても、是は何れも國家の機關である、殊に同一の目的に向つて活動せねならぬ所の國家の機關である、困難の事でもありませうが、此點に付きましては十分考究を致しませぬければなるまいと思ふのである、私は檢事と裁判官の關係に付きましては今日は申すことはやめませう、唯此執行機關と適用機關即ち裁判機關と此關係に付きまして御話をして見たいと思ふのである。

先刻申しまする通り私は刑罰の執行と云ふものと刑罰の適用、此間に實質上の牴觸が現にあると思ふ、即ち適用した所の刑罰が執行の爲めに適當でない、斯う云ふ實例には隨分乏しくないことと考へる、或はどうも長い自由刑でないと目的は達せられぬと云ふ場合に、短かいのが言渡してあると云ふやうな例もありませう或は又必要のないのに長い刑を言渡しまして、不必要な執行をして行かなけ

ればならぬと云ふやうな結果になりました例もあるてあらうと思ふ、茲に其實例を一々申上げることは出來ませぬが、さう云ふことは少くはないと思ふのてある、此事は一面に於きましては法律の不備と云ふことに原因すると云ふ點もあるてありませうし、それから又法律を掌る者の責任に歸することの出來ぬと云ふ事由も澤山あると考へる、併ながら兎に角此刑の適用と刑の執行と云ふものの間に聯絡を缺いて居る、此聯絡を保つと云ふことに十分努めて居らぬと云ふことは、兎に角一つの原因になつて居ると考へる、或はそれが大原因ではないかとも思ふのである。

扨て此刑の適用と刑の執行との間の有機的の聯絡を保つと云ふことに付きましては、色々考案もあるてありませうが、近頃前に御話を申しました不定刑の制度、此制度を採用するのが宜いと云ふ議論が大分あるやうであります、所謂不定刑の制度と云ふものは、皆さん御承知てありまする通り裁判官が最初刑罰を言渡す時には刑罰を確定して置かない、即ち後に犯人の性格を能く調査致しまして適當な尺度を定める、斯う云ふ制度てあります、此の如く致しましたならば、成程適用と執行の間に有機的の聯絡を保つと云ふことに甚だ便利てあらうと考へます、併ながら此不定刑をば直ぐに、採用して宜いかと申しますれば、是はマア大變議論のあることて、利害は考へて見なければならぬ、唯今申しまする點に付ては利益あるか知れぬが、他の點に於て或は又忍ふべからざる害があるかも知れぬ、てすから是を採用するせぬと云ふことは、十分利害を考へた上てなければ判斷は下せない、此事に付ては私は今日議論は致しませぬ、それから又假に不定刑の制度は宜いと斯う考へました所が、現行法では是は到底出來ない事である、それから又近き將來に於きまして、我邦に此制度が行はれると云ふことは今日豫期すること は出來ないことゝ考へる、それてありますから今日は今日の所て能く考究をして行かなければならぬ、今日の制度の儘て考究をせぬならぬことゝ考へる、て今日の狀態に於きまして、唯今申しまする刑の適用と刑の執行との間に鞏固なる聯絡を保つと云ふことは、詰り其任に當る人に俟たなければならぬ、刑罰法制の運用に關係して居りまする所の一切の人に俟たなければならぬことゝ思ふのてある、例へば裁判所て言渡した刑はどうも執行の爲めに不都合てある、執行の爲めに當を得ない、斯う云ふ場合に裁判官丈を責めると云ふ譯には往かない、他の機關も矢張是と責を分たなければならぬと思ふのてある、若し是等の機關が總て同一體として……職權の分れて居ることは勿論てありますが、詰り同し目的に分つて、同一體として活動する、斯う云ふ考を皆持つて居りましたならば、さう云ふ不適當な結果は大に減少することが出來やうと思ふ、是は實際に於て私が感じて居ることてある、今日命令服從の關係がなければ一切聯絡は保てぬのてある、一切

其間に協力と云ふことは出來ぬのである、斯う云ふ考を持つて居るのは大變の間違である、さう云ふ考はやめなければならぬのである、勿論此命令服從の關係のない場合に具体的に現はれた事件に付て一方が指示する他の一方が指示される、斯う云ふことになつては不都合でありませう、さう云ふことになりましては職權の抵觸と云ふことになりますから是れは慎まなければならぬ、併ながら具体的に現はれて居る所の事件を離れまして各機關の間に協議を盡しさうして良好なる結果を得ると云ふことに努めるは當然のことであらうと思ふ、詰り同し目的に向つて活動して居りまする所の機關の間に於きまして、鞏固の聯絡を保ち、さうして此目的を十分に達すると云ふことに努める、斯う云ふことはどうも職責を重んじて居りまする者の當然しなければならないことであらうと思ふのであります、詰り是を努めぬと云ふことは間接に職務を怠る、斯う云ふことになりはしないかと考へるのであります、此事は今日は特に刑罰法令の運用機關に就て丈申上げましたが、實を申しますれば、此事は國家の一切の機關に向つて希望しなければならないことであらうと思ふのであります。

是まで申上げました事は能く分り切つたやうなことではありますが、併し實際に於て私は感じて居りまする所では、どうも自分の希望して居りまする通りに參つて居らぬ、實に私は平生此事は遺憾に思ふて居るのであります、それでありますから今日丁度皆さんの御集りを幸ひと致しまして、諸君の御參考に述べました次第であります、此點に就きましては、私より申上げるばかりでなく、皆さんよりも十分御意見も承りたい、又御高敎を受けて、私の智識を開發することにも致したいと考へて居るのであります、誠に秩序もありませぬ系統のない御話で皆さんの御清聽を煩しました段は御詫を申上げます（拍手）

○囚人逃走事變に關する所見（茶話例會講演）

千頭正澄君

私は昨日以來齒を痛めまして、齒科醫へ通つて居ります、今日は諸君のお說を拜聽致します積りで出ました所が、何か云へ〳〵と强ひられましたから餘儀なく此處に上りました

諸君も御承知でございませうが、過日は私の所で大なる失策を致しまして、囚人が四人逃亡を企圖しました、一人は塀を乘越しましたけれどもが、一時間を出てざる中に追跡看守の捕縛を得て先づ不幸中の幸であつたといふ譯でございますが、此事に付きましてお話を致したいと思ふ

昨年の六月廿四日に於きまして、是まで、十年間も小菅監獄に於ては逃走者が一人

もないのに、三名の逃走者を見たりといふ大なる失策を釀しました、其以來は隨分戒護上に於きましては注意を加へ最早少しも寸隙がなからう、彼等が如何に巧なる事を企てゝも最早僅かの間隙もなからうといふ考で實は居つたのが誤であつたのであります、それはどういふ譯であるかと申しますると、今日は元木で造つてありました る護岸を煉瓦で造り變へて行き居るのであります、それに付きましては逃走の材料といふものは山の如くあるのですから、何時でも戒護者がなければ逃走をするといふことは容易なる次第でありまするが故に、相當の見張を付けて要所々々は迚も彼等が覗ふことも出來ない位にしてあつた事柄であるにも拘らず、正午の食後見張を一人欠いて居つたのであります、是は御承知の通り外門に居る看守を後の方と兼帶に其間だけを見せて居つたのであります、戒護者の不足を告げるが故にさういふ兼帶をさせてあつた所が、其隙を狙つて企てた次第であるのであります、所が幸にも其受持看守が平生よりか少しく早く囚人を出して塲所へ行つて見ると最早四名といふ者が頂上まで上つて居るといふ塲合、俄かに堀を越へまして、其越へるには船があつたのであります、其船を渡つて梯子に代用し居たる歩板を力ら任せに横に引いたのであります、引くと三名の者は鳥が日蝕の塲合にバタ〳〵落ちるやうに落ちて仕舞つたのであります、前の一人は已に瓦へ手が屆き居りました故にそれから其儘向ふへ飛下りて逃げたやうな次第であつたのであります、固より何處の監獄と雖とも此處に間隙があるであらうか、又は此處に隙目があるであらうかといふ考がありましたならば、注意に注意を加へてそんな失策を招かぬやうにするのは同じことであります、私共の考で見ますると何分人情の弱點であるか、日〻取扱の上に於てもう是より以上やり方がないといふ頭を以て掛つて居る、諸君に於ても同一の事柄であらうと思ふのであります、それより以後は矢張り今一人の交番人を欠いて居つた所へも始終交番人を付けて注意を致して居るけれども、まだ此外にも彼等の巧なる目を以て見れば間隙がないとも限らぬと思ふのであります、最も私の心配をするのは彼の大阪監獄あたりで最も流行して居ることであります、燐瓦の片刻を取つて繩の先きへ括り付けて向ふへ打越す、打越すと彼の蛇腹の構造がありまする故に蛇腹へ掛つて動かない、それをたぐつて逃げるといふことが大阪の監獄では流行して居る、是までも度々あつたのであります、大阪の監獄は御承知の通り高さが十八尺、小菅の監獄の塀は十五尺にて三尺低く其構造の方法に於ては同一でありますから、早晩此方法を講し失策をやらるゝであらうといふ心配があるのであります、が歩み板を上げて再び昨年の如き失策を招くといふことは實は少しも豫期しなかつた次第であるのであります故に私の考は最早今早崎君が述べられましたる通り此學校の運命も諸君限りて後とては募集せらるゝといふことはなからうと思ひます、幸にまだ

一二ヶ月ありますから、諸君の是まで經驗せられて居る所の御手腕を以て私の方の監獄をどうぞ度々御視察を願ひさうして宜しく御指導を請ひたいと思ふのであります、必ず私は内を空しくして掛りまして、御教を請ひたいと思ふのであります、是非諸君は御閑もありますまいけれども、日曜でも土曜でも差支ありませぬから、どうぞ十分に御視察をせられて、其御視察になりたる上は獨り戒護の上のみならず、總ての上に於て此處はいかん、此處は斯う惡いといふことを出來得るだけ盡く御教を請ひたいといふ考であります、斯樣に申しますると、われは口と心とは違ふといふやうなことを御感じになる方があるかも知れませぬが、私は決してさうではない、必ず内を空くし胸襟を開いて諸君の教を請ひたいと思ふのであります、私が靜岡に在勤中、富山の典獄の故山口君、あの人が確か三池の監獄の一課長の時分であつたかと思ふ、三名の同僚を同行せられて都合四人で朝起床時からして就寢後十時頃までも始終構内を獨歩で我監獄を見るが如くすること四晝夜、さうして又一日都合五日間滯在して見られたといふ事があつたのであります、其時に於きまして、最早盡く拜見しましたから私も是より歸るといふ話であつたのであります、それから私が山口君に向ひまして、是よりは此のやり方に付いてお說があるであらうからお說を承りたいといふことを述べた所が、いゐと云ひまして、中〻結構でございまするとと斯ういふ挨拶、そこで私が申しまするには、それは怪しからぬこと、人の監獄を自由自在に見て置いて、土產の一つも置いて歸らぬといふことは實に不親切である、數回巡覽して置いて果してさういふ謂では困る、と云つてもイヤと云ひまして、決して惡い所を見出す所ではありませぬ、甚だ結構ですと斯ういふて、取合ひませぬからそれなれば私は云ふとがある、何が爲めに靜岡の監獄を見に來られたか、此以後は一人として見にお出になるとは御無用、固より監獄の巡視といふものは互ひに利益を取らうといふのが目的である、及ばぬ所を及ぶやうに云ふてこそ當然なれ其樣な不親切な事柄はないと少し眞面目になつて話をしたのであります、さうすると、成程御尤であります から御話をしませうが、お斷りをして置かなければならぬとがある、或る監獄に於きまして矢張り二三日間居りましたが、何か惡い所があるであらうと思ふからして、云つて見て呉れと斯ういふ事柄でありました、御關係の御方もあるでありませうが、茶話會でございますから遠慮なく話を致します、二課長が宿へ參りましたから二三點話しました所が以ての外の立腹で實に驚きました、又其翌日出勤して見まするとと、典獄の御機嫌が非常に惡い、さういふとがございましたから、實は遠慮致して居りましたが、さういふ御了簡でありまするならば、一々手帳に書付けて居りますとて惡ひと視たる點が十三ヶ條あつた、と私は覺えて居ります、確かに十三ヶ條、所が其中の五ヶ條といふものは、私が同意の出來ぬとがある、

段々話をして見ると、向ふもそれは見やうが惡かつたと云ふことになつて都合八ケ條といふものは私は山口君の說に敬服して直に改めたといふことがあるのであります、是は實際であります、それで菅井君今の栃木縣の知事になられて居りまする人が典獄の時分で、大變親切で非常に利益をしたといふことを私は手紙を書いて挨拶をしたことであつたのであります、其時に私は考へました、どうも菅井君が警察出のお方で、警部長であつて、まだ監獄のことは失敬ながら知らないことであるのに、斯く部下の人に熱心な人があるといふのは不思議なことである、斯う思つて居りました所が、菅井君の返事に實は監獄のことは一向知らない、知らない故に善い所を採つて惡い所を棄てる、其積りで内を空しくして掛つて居ると云ふ手紙であつたのであります、如何にも内を空しくして掛つて居られたといふことは實に敬服して居るのであります、人情の弱點として何分さういふことはし惡いことである、にも拘らず内を空しくして居たといふことは三池の監獄の進歩したる大なる原因であらうと思ふ、其事柄からして私は内を空しくするといふことを忘れませぬのであります、それ故に戒護上の事に付いても事務上のことに付いても出來得るだけは人に聞合せてやりたいといふ考を持つて居る、固より糟粕を嚙んではいかんといふことわない、人情としてやり惡いのであります、糟粕お嚙でも何でも改良さへすれば宜いのでございますから、私が最も希望するのは再び逃走者を出すやうなことがあるといふことはしたくないのです、時下寒氣の時分ではありますけれども、諸君がどうかお閑を拵へられて私の監獄へお出下されて惡い所のものは御腹臟なくお話を下さるやうに致したいと思ひまする、固より部下の者に對しましては十分に其話も致しまして、諸君に御案内をさするやうに致したいと思ふのであります

昨年の中學生のお方の視察に來られましたのは總人員の三分の一位しが來られず又お出すなりしかも早くて正午十二時頃では視察時間も少なく隨て利益なるお話を聞く事もなかりし事なりしとどうぞ諸君に於きましては御迷惑ではございませうが、淺草の吾妻橋へ行きますれば、吾妻橋より蒸瀛もありまするし、鐘ヶ淵でおりそれより綾瀨川に沿ふて僅か十町ばかりの道でございます、別段學校より人力車に乘りませぬでも、さう時間も掛らぬやうな都合でございまするから、可成朝早くお出被下、御視察を願つて、さうして惡い所を矯正してお貰ひ申したい、其事をお願ひ致したい、是だけお話旁〻お願致します（拍手）

雜　錄

○感化矯正と性相學

進藤正直

余は今心性の疾患は總て根治し得可きものなりと斷言するを欲せず、然れとも心理哲學即ち性相學の敎ふる處に依れは吾人か心性各種の能力は敎育に由りて改良に向ふ受感性を有せり、此原則や何人も日常生活の實際に照して疑なき所、例せは彼の母親及保姆たるもの兒童を愛するの餘り其玩弄物を放棄するも更に之を意とせす、却て母親等自身に整理するの愚を爲すよりして終に此點に關し兒童の美質を戕害し其が一生の不幸を招くに至ると雖も、若しも兒童が自己に屬する玩弄物をは嚴正に自己に整頓するの敎訓を蒙れは習終に性と成り自然秩序性の發達を致し其強大なるに至れは事物の成功に著しき勢力を供するものなり、然り既に心性此受感性あり訓練其宜しきを得んか如何に微弱なる心性をも強盛ならしめ又如何に偏屈なる心性をも規正するは性相學上未だ甚だ難しとさる所以なり請ふ少しく性相學の語る處を聞かん

斯學の開祖ガル氏の發見に依れは腦髓は心性の機關にして機關の大小は頭形の大小に比準し而して頭形の大小は心性能力の強弱に一致すと謂へり、蓋し腦髓の不足は必す下等の智力に伴ふものなり痴呆に於ては額の正中より後頭に達するの頭圍は十二乃至十三吋鼻根より頂上を經て後頭結節に達する線は八乃至九吋なるも、普通の頭形に於ては頭圍二十二吋を下らす頂上線は概して十四吋に達す、且つ野蠻人の頭蓋は開化人に比し必す小なるものなり之を要するに頭蓋若し周圍に於て十三四吋に達せさる時は其人必す痴呆の質を具ふ、この事實や腦髓全體に關するものなれとも既に腦髓全體に就て確實なるものは其各種機關に於ても又確實ならさるを得す、然らは則ち一の機關巨大なれは其機能表彰力も亦巨大にして機關若し狹小なれは其能力の表彰は之に準して微弱なり、是恰も肺の大小に由もて呼吸機能が強弱其度を異にし巨大なる筋骨は微小なる筋骨よりも必す巨大なる力を有すると同一理にして大小強弱の相伴ふは明白の事なり、唯夫れ竹杖は以て鐵杖に比す可からす其大小は假令同しきも其實質に於て既に異る以上は固より該原則の支配を受く可き限に非さるなり、此故に苟も心性機能の表彰力を測定せんとする者は必す先つ其機關に變態なきや否やを觀察するの注意緊要なるや言を俟たす

性相學は生理學及解剖學の智識に根據し無數の觀察と研究とを盡したる結果腦髓各部の諸機關を嗜欲感情智力の三大部に分類せり、智力は額部を領し感情は頂部に坐し而して後部及側部を占有するものは嗜欲是なり、更に之を細別すること左の如し

△嗜欲(一)親愛的機關男女性配偶性慈愛性友愛性居宅性持續性(二)自衛的機關生命性抵抗性破壞性飲食性秘密性理財性

△感情(一)自利的機關警戒性名譽性自尊性強硬性(二)道德及宗敎的機關正義性翼望性靈妙性尊崇性仁惠性(三)完美的機關造構性美麗性宏大性摸擬性諧謔性

△智力(一)觀察的機關個體性形狀性大小性輕重性色彩性秩序性計數性(二)記彰的機關事實性位地性時間性音調性言語性(三)反省及直覺的機關比較性推因性直覺性人和性

以上總て四十二の諸機關は恰も冒の常に膜下に位し鼻の常に面央に坐するが如く、各其座に位して萬古變せす萬人同一にして寸毫も移らす依然として獨立する事是性相學確固の一點なり

且つ事實は決して人類のみに特有なるものに非す鳥獸と雖も之を適用して毫末の差異なきものなり、今試に顯顯葉を取て之を見んに耳を廻て如何なる機關か位す飲食性破壞性生命性爭鬪性秘密性等の諸能力相互に接近して此間に位す、然に是等は却て我慾的感情なるを以てこの葉隆起するものは悉く狡猾亂暴無法を働き我慾の一天張りにて良心正義の何物たるを解せす、余は之を强盜窃盜詐欺取財の徒に見ると齊しく虎豹猫狐の頭腦を發見す鹿羊の類を如何に觀察しても耳上耳邊高隆凸起のものは一も之ある事なし、猿猴の類は眉弓高し從て觀察力は發達したると髮際流れて化骨近傍は

削りて取るか如し、故に反省推理の力は少しも有せさるなり彼が樹上枝邊に自由の走行を爲すは額葉下部に位する輕重性の發達に由るものなり、人類に在りても此性大に發達する人は馬上驚かす船中眩暈を感する事なく殊に游泳に長し或は輕技に妙なるものなり、顱門の前位前頭の圓まる處は仁惠性の座位なり然るに犬馬の如きもの眉間の上方高く且つ廣き時は必す順良にして狎れ易きも此部位低陷斜退の狀あるものは猛獰にして意地惡く人に咬み付く事多し、其他各種機關の部位定義に就ては今茲に一々說明するの遑を有せすと雖も、各種の能力は本來皆善良にして其偶々害惡の器械となるか如きは全く之を濫用し錯亂せしむるに由る是實に斯學の重要なる顯示なり、故に吾人人類が諸機關を正當に敎育し均齊に作用し下等の能力をして常に高等の能力に服從せしめて行動するに至れは各種の能力各其分を盡して以て幸福安寧に協力するものなり

性相學が彼の徒に頭大頭小を以て智愚賢不肖を檢定し去らんとする所謂觀相卜筮術と同視す可からさるは既に證明せられたり、此證明にして果して承認せられんか各人は須らく之を自身に施し他人に施し一家社會に施して其如何に多大の利益を享有するやを試驗す可きなり、然らは則ち各人は最も正確に且つ安全に自他の才幹を量り强弱の點を覺知するを得、隨て其如何なる罪過に陷り易きか其罪過は如何に注慮す可きか又如何に缺乏魯鈍の能力を琢磨す可きか過度及錯亂の心性は如何に之を抑制し監督す可きかを知領し理性的に成功の翼望を以て自他改良の途に就くこと素より難事に非さる可く、軈て人生の正路は是に示され人生幾多の災害は是に減せられ一家に於ても社會に於ても初めて福祉の域に向ふ事となる可し

思ふに吾人が任務即ち心性的疾患者を治療するは洵に至難の事業なり、吾人は此重大なる職責を盡さんが爲めに日夜人の知らさる處に苦勞し焦慮し未た曾て寸刻も油斷倦怠ある者に非さるなり、顧て其成蹟如何所謂社會の病人は之を十年前に比し果して幾干か減少せる悲しひかな更に些の減少する處なきのみならす、憫む可くも憐む可き變性病者は却て益增加の傾向あるに非すや嗚呼吾人が力は終に此病敵を退治するに足らさるか、蓋し今日の個人的處遇法なるものは畢竟視察者被視察者間感情交叉點の謂に外ならす、其浮動的にして根基なく到底敵手の心性を看破し適當の療法を發見することの殆と不可能なるや知る可きのみ、是吾人が誠心誠意精勵するにも拘はらす更に其成蹟の見る可きものなき所以ならんか、且つ夫れ世に若し生理學を無視せる暴譬あらは如何社會は必す其危險を詰難して止まじ心性治療の任に在る者何そ獨り心性の生理學たる性相學を無視して可ならんや、吾人は最早性相學の信條に歸依す可き理由を有するものなり吾人は久しき間心性の羅針盤を遺忘して浪荒き感化の海洋を航行せんとせる大膽に驚く、希くは同人諸君、獄舍の改造規程の改正事務の改良を期すると共に遇因法の根義にも改革を與へよ、換言すれは敎誨敎育作業其他諸般の處方をして悉く之を性相學の關鍵に觸れしめよ、然らは則ち心性機關の長所短所强所弱所一として知悉せられさるはなく隨て彼等罪囚の病根自ら判明し、感化矯正の事宛から掌を指すか如きものあるに至らん何そ又斯業の難きを憂へんや、適々石氏性相學精義を讀み聊か感する所を述へて誨を請ふ

○親鑑餘影（一）

秋風春雨樓主人

○三畏　水戸黃門光圀の言へるには、おきてにおぢよ、火におぢよ、ふんべつなき人におぢよと。簡にしてよく盡せり、警戒の目はこれに過ぎず。試みに之を獄事に適用せん。自由刑の實質は、法律命令の活用に在り。若しおきて、即ち法令を忽にせんか、その範圍を出れは刑罰の苦痛を與へ、健康刑と惡化し、生命刑と變變するとなきを保せす。反之、その範圍を縮めんか、工役場は職工の集合となり、敎育は補習學校若くは夜學校とならん。火の用心に於ては、獨り目の場所なるのみにあらす、鼻の場所たることを忘るゝ勿れ。分別なき人、味方にありては、不正の媒介となり、敵軍

にありては、奪劍、破獄、縊死の活劇を演す。三畏の警、谷々服膺せよ。

○感化の力　黑岩淚香の「天人論」は、近時讀書界の花形となれり。試みに之を繙く、

日常の一擧手一投足、一顰一笑、總て感化の力あり。故に何人も常に思はざるべからず、自個其者が感化の中心點にして、間斷無く、感化力の波を、四方に發射しつゝあることを

と言ふに至り、嘆して曰く。旨有る哉是の言。何人も、その家庭に於ても、社會に於ても、永久の精神界に於ても、しかく覺悟するを要す。況んや、躬行實踐の聖域に於て、日夜公職を奉するものに於てをや。別天子の本書を同人に紹介せしや、思半に過ぎるものあり。

○自然の感化　副島蒼海伯の「精神教育」は、大に治獄に資する所あり、今一二を擧げん。

感化と云ふ事は、世に、其の味ひを嘗めた人が少い。其一人に、仁の心が充分あると、相手の仁の心が、其れに應して現はるゝといふもので、義の心が有れば、相手が、義の心を生ずる、それが、自然の感化と云ふものである。（中略）一寸、暗易い所で言へば、楠兒島の精神を知るに依つて、萬劫末代、志士仁人を起して行く。足利尊氏の爲めに奮い起つと云ふ者は、一人も無い。

感應とか、感招とか、感化とか、自然と天地人相通する所の者が有る、其れを、今の學者的に言へば、さう云ふ理は無いと言ふてあらふ、大凡物事、無いと思つて考ふればんて無い、注意せぬ故に、打消して行くものであるから、感する種を自ら滅して行くのである。

天下を平かにせんと欲する者は、家を齊へ、身を修め、心を正うすると云ふ所から還つて行くと云ふが、一の感化の理である。さうして、家に居る時から、愼て行かねば、どうしてもいかぬ。此の信と信ふものは、己が三日善子なつたから、さう思ふて呉れと言つても、人は信ぜぬ三年五年續かねば、天下が信ぜぬ。信ぜねば感化はしない、其處で信義と云ふ信の一字、最も慎まねばならぬ。

感化の理解を與へ、感化の信仰に淵源することを敎へ、感化の躬行實踐に在ることを說明して、親切に、明白に、深厚なるを見るへし。司獄官たらんものは、須らくこの理想なかるへからす。

○宗敎問題　余の頭上に、この問題の落來りたるや久し。曾て之か爲めに離婚せんとし、曾て之か爲めに鄕黨に絕交せられんとす。今や福堂の吏となり、宗敎の力に賴りて、職責を全ふするの身となりぬ。豈等閒に付すべけんや、毎週の日曜日、佛像の前に立ちて、群囚の眼前に於て、禮拜し、聽說す。而して、我れ心裏に信念ありや否や、是れ實に疑問なり、否、疑問に非ず、罪業なるを信す、何となれは、自から信念なくして、他の信念を誘導せんと欲するは、一の詐欺なれば也。一たび此の悔起りてより、再び復た宗敎の問題に到着せり。近ろ巽軒博士の「釋迦牟尼傳」を讀み、二三の宿疑を氷解するを覺ゆ。試みに之を先進君子に正さん。

佛敎の敎義上より之を云へは、無神敎なるかと思へは多神敎なり、多神敎なるかと思へは、萬有神敎なり、萬有神敎なるかと思へは、又唯一神敎の如くあることもあり。時ありては唯心論に傾き、時ありては唯物論に傾き、時ありては虛無論に傾き、時ありては實在論に傾く。或は唯理論なるか如くにして、又迷信の集合に過ぎることあり。故に佛敎を指して此主義なりと云へは、反りて彼主義なり。若し彼主義なりと云へは、反りて此主義なり。是れ佛敎中に種々撞着なる主義を含有すれは也。之を要するに、佛敎ほど多樣なる宗敎は他に之れあることなしと謂ふを得へき也。

是れ正に、余か佛敎の宗派多きに驚き、眞宗と禪宗との矛盾するか如く、疑ひたる問題を解釋するに、思半に過ぎるものあり。悪しく言へは、佛敎は宗敎の混成旅團たり、善く言へは、佛敎は宗敎の個人待遇なるやの感あり、非か。

近世の學者中、或は兩敎の干系を尋念して「基督敎は間接に佛敎の感化を受けたり」、とするものあり。既にして之を贊同するもの漸く多く、遂に、「基督敎は全く佛敎より出たり」とするも

のあるに至れり。（中略）（然れども史的事實を指すにあらず、一の推測たるを免かれず。と評説し次に）ショワペンハウエル氏曰く、新約全書は如何樣にかして、印度に淵源するものならざるべからず、其全く印度的にして、道德を禁慾に導く所の倫理、其厭世及び其化身主義、之れを證す。（中略）

「總て基督敎に於て眞實なるものは、又波羅門敎及び佛敎に於て之れあり」。（中略）

「恰も遠隔せる熱帶の原野より、山川を踰へて吹來れる花香の如く、新約全書中に於て、印度的聖智の痕迹あるを見る」（中略）

「余は實に左の如き希望を有す、早晩印度宗敎を熟知せる聖典學者出てゝ、精細なる證明によりて、印度宗敎と基督敎との關係を解するに至るへし」

是れ正に、余か淺學寡聞なる、兩敎の比較觀に於て、每に腦漿に印する問題に向て、快明なる答案を得たるの感あり。殊に禁欲的倫理、厭世主義、化身主義を以て立證するに至りては、新約全書を繙くもの、誰か其適切なるを認識せざらんや。佛敎者に問へは忽ち外道視して、敎ふる所なし、基督敎者に質せは唯一神論を以て、排斥するのみ。是れ二者の雅量なき所以か。抑も又宗敎は法律の如く、母敎子敎若くは固有敎繼受敎と稱しては、信仰の妨礙となるか。佛敎者、宜しく基督敎を一の佛敎の宗派と視るへからさるか。非か。名將は幾多の戰鬪を成さゝれは出て難く、聖人は人世の激流に投せされは顯れす。實に然り大に然り、余は、信仰は多く逆境に於て發揮せらるへしと信す。

○徒刑囚の所遇

予は宮城監獄拘禁の徒刑囚は悉皆之を北海道に送還し同監獄を以て地方監の一部と爲すの計畫あるを聽て端なく想を徒刑囚の處遇に逢着せしめたり、國庫財政を窘縮するの必要ある今日に當り年々歲々一囚拾貳參圓以上の多額を要して之を北海道に送り再び滿期囚を內地に送還するの方法は時勢に適合せざるものと謂はざる可からず、徒刑囚を北海道に於て執行すべきこと刑法の規定に依り或は今日已むを得ずとするも滿期囚を內地に送還するの策は經費の上より之を觀れば冗費たるを免かれず、果して此等の滿期囚は北海道に於て放免すべからざるか、今を去る十三四年前同道の人口稀踈にして警察權の全からざる當時に在ては人民徒刑囚を畏るゝこと熊羆よりも甚だしとの辭を以て還送の方法を講じ依然今日に至るも尙改めずと雖も果して今猶昔の如きや、予輩大に之を疑はざるを得ずと雖も財政窘縮に慧敏なる當局者は眞逆に此問題を閑却せんことは吾人の豫想外なるを以て姑く今日の情態に於て徒刑囚を北海道に放免するは同道の安寧秩序に害あるものと看做さゞるを得ず、是れ則ち監獄の此等徒刑囚を感化矯正せしむること能はざるを公認したるものに非ずして何ぞや、不面目焉より甚しきはなし、同監獄を支配するの官僚能く之を是認するや否や、刑期に於ては總て十年以上の長期囚たらざるはなく、改良の期間に於ては十二分に吾人の望を達するに餘あり、囚人の兇暴或は然らむと雖も之を巧黠なる徽罪累犯囚に比すれば醜正の道却て易く所謂惡に强き者は善にも强しとの諺に洩れざる者あるべし、而も尙監獄を以て單に幽閉の場所と爲し感化歸善の方法を講ずる上に於ては殆ど之を無能視せんと欲す、何等の顏あつて吾人は監獄の目的を喋々するの資格ありや、退て之を靜思すれば實に世人をして此感を抱かしむる所以の責我に在り、徒刑囚を同道に放免せば在住の良民之を畏るゝこと蛇蝎よりも甚だしく熊羆よりも甚しきは事實ならむ、治安の上に於て其の送還を主張すること寔に已むを得ざるべし、然れども惜ひかな當時此の事實を知て送還を主張するに急にして想ひ監獄改善法に至らざりしを、今日に至ても監獄は依然として舊時の如く處遇の方法に於て何等の改善あるを見ず、是を以て北海道の送還囚は概ね行狀不良にして他囚と混交し置くも惡弊の傳播を免かれずとの嗟嘆は予の常に聞く所なり、若し眞に北海道監獄をして徒刑の收禁場と爲さんと欲すれば當局者は宜く一層囚人の改善方法に力を悉くし一刻も速に

逆還策を廢するに至らむことを望まざるを得ず、此動機は將に監獄改善の利用に供すべく世人をして如恁不信を買ふたるを想はゞ斯道に在る者誰か悚然として粟生せざるものあらむや、大に奮て囚人の改良に努むべきの責は監獄當局に在りと謂ふべし、先づ改良の第一着手としては多數囚人を農事に使役するの弊は斷じて之を避けざる可からず、今日に在ては開墾を以て殖民を助くるの公共事業を營むを要せず、寧ろ耕耘は單に監獄經濟の上より之を爲すの實況なるを以て必要なる程度に止め其他の工業に力を頒ち各囚人をして善後の計を立てしむるの工夫を講ずべし、若し夫れ農事伐木等に在ては刑期三分二以上を經過したる善良囚を以て之に充て、場合に依りては假監を以て此類の囚人を拘束する所と爲し寛大なる所遇を與ふるも可なり、長期囚は社會進歩の情態と疎隔するを以て假出獄期間前後に於て多少の自由を與て以て社會世路に當るの準備を成すこと必要なるは言を俟たず、或はまた假出獄者に土地を貸與して典獄の監督權内に置き自活の道を立てしむるも妙なり、要するに監獄内に於ては一層感化機關を充實にし彼等の自奮反省を希求し當局者の責任として是より出づる所の放免囚は全然改悟の民たるべきを自認し世人をして茲に信賴を繼ぐの工夫あるべきなり、此手段を達する上に於ては普通監獄の常規を脱し所謂卒先して模範を示すの覺悟と熱心とあらば必ずしも亦ユルマイラ的たるを厭はず、其の好成績を示すあらば眞に北海道を目して我邦の米新土と稱するの趣言ならざる者あるべし、聊か所感を記して我が僚友先覺に訴ふ（別天生）

○浦鹽斯德の監獄

茲に掲ぐるものは、年々太平洋方面より東亞の海上に臘虎臘納獄を殲して、入獄の苦楚を嘗めたる某獄船々長某氏の語る所の一節そのまゝに、記述したるものなり。

まづ直に浦鹽斯德の監獄の、未決監に入れられたのでございますが。豫審の後、六ヶ月を經て漸く公判がありまして、一まづ無罪の宣告を受けたのです。不思議なのはこの監獄内にあつても、私は船長といふ名前があるものですから、大變丁重に取扱はれまして、寢床などは向ふから蒲團を中へ入れた布團を當てがつてくれますのに、私は持つて參つた自分の毛布を布いて寢たのでございます。女囚は極わづかでしたが、時には相應に入獄もするさうでございます。

何しろ寒いのに閉口しました。尾籠なお話ですが、放尿をしましても二尺と流れない内に凍るほどで、空氣は極乾燥して居りますから、耳や手の先などは痛みを覺えずに腐るほどでございます。雪は其代り極僅かで、積つても二三寸位で、一日降り通した事はありません。それで氷柱の片などが廊下の日和に置いてあつても、終日解ける事はなく、形も失はずにその儘であつて、まるで硝子の壜れでも落ちて居るやうでございます。

そのやうに寒いのでございますから、監獄の室内には大きな暖爐がありまして、朝々薪の二三十本も廊下の方から挿込んで置きますと、それが一日燃ゑて居つて、翌日の拂曉まで暖まつて居ります。

で、それから一月半ばかり遊んで、それから日本へ歸つて來ました。

その浦鹽斯德の監獄のお話を致しませう。監獄は都合四棟の建物で、内一棟は練瓦家屋、他の三棟は木造なのでございます。八月の中旬にコマンドルスキイ島を出まして、此所へ參つたのが十月の末ですから、御承知の通りの嚴寒を此浦鹽斯德で暮しましたのでございますが。かの四棟のいづれもに既決監の囚徒は居ります。未決監はまた別に一棟になつて居りまして、囚徒がその頃五六十名も居りましたが。重なるものは露西亞人で、他を二分したものは支那人と朝鮮人とでございましたが、未決監にも大抵そのやうな比例でございましたが、日本人は私共の他には、一人も居りません。それで偶然には入獄する日本人もあるさうですが、竊盜や、强盜などでなく故殺犯や、姦通罪で入る人が稀にあるさうです。然しこの未決監に入つては罪の輕重を問はず、皆雜居して居ますので、强姦殺人犯人も居りましたし、强盜犯、詐欺、其他の重罪犯人やまた掏摸、竊盜なども中に居りま

從つて室内の温度も餘程上つて居りますから、どんなに寒くとも厚い襯衣を二枚も着れば上は、少し厚い上衣位で凌げます。而して毎朝顔を洗ひますには、前日汲み置きの水を室内へ入れて置きますから、多少は戸外の水のやうに冷たくないので、これも適度なのです。それに監獄にあつて、至極便利なのは洗濯を自由にさせるのでございます。未決監に居る者は尚更、既決の囚人も制服として定つたものはないので、その着物を折々洗濯するのは一向差支へのない事になつて居ります。殊に御承知の浦鹽斯德は濁水ばかりで清水は市中で賣買をして居る位で、中々高價で、而して中々貴重なものであります。監獄内には自由に清水を汲み、是で洗濯をするさへ許されて居るのでございますから、至極便利で且つ清潔で宜しうございます。

差入物は酒類、兇器、政治書類、その他危險の恐れあるものは總て禁制ですが、餘のものは飲食物、夜具、衣類隨意に差入れる事を許してありますが、[illegible]者があるならば、入獄して居つて却つて氣樂に暮らせます。それから烟草は未決監にある者には許してありますが、囚人には表面上許されて居らないのです。然し滑稽なのは、兩方共に交通は自由で、未決監に居る強盜犯人の所へ、既決監に居る殺人犯人が遊びに來て、話し込んで居たり、又は兩者手を携へて監獄署内を散歩して居つても、別に咎むる者もないのですから、囚人も烟草位には始終有りついて居ります。

亂暴なのは未決監に居るものは、憂さ晴しの爲に互に賭博を打つて勝負を爭ひます。勿論是は嚴禁されて居るものでございますが、押丁にいくらか握らせまして、却つて之に看守や、なんぞの巡回を警戒させて置く位なのです。

それに手紙を書く場合にもその類で、公然手紙を書いた場合にはまづ監獄署に出します。看守その他の者がまづ檢閲しますと、それから是が檢事局へ廻ります。それから通譯官がこの手紙の文書を通譯して、治安を妨害する事が書いてあれば沒收するし、穩當の事が書いてあればその儘郵便にでも何でも出します。そのやうな事をして居つた場合には、一通の手紙を日本へ送るにも、數月を經ると云ふ困難があるので、是は例の押丁に多少の錢を握らせまして、密に投函させます。是が至極便法なのでございます。

そのやうに、極めて寛なのでございますから、入獄してあつて好きな事が出來たので。

沐浴するのがまた大變なものでございます。隔週に一日づゝ、囚人は交る〳〵に市中の錢湯へ入りに行くのです。この日囚人の沐浴に充てられた錢湯は、勿論普通の浴客を斷つて置くのです。而してその囚人がその市中の錢湯へ送られるのには、巡査、憲兵が警戒して、一小隊ばかりの兵士に護衛せられて、行くのでございますから面白うございます。ですから私共はよく申すので、護衛兵が附いて市中を歩いたのは、[illegible]ものだらうと威張て居ります。

監獄にありますと、一週に一度づゝ牧師が來て、囚人や未決の者を集めて、說教を致します。その傍聽もまた自由になつて居りますから、聽きにゆくものもあれば、出かけないで例の賭博を打つて居るものもあるといふ有樣で、隨分亂雜なものでございます。

然しまた脫獄を企てるものもないと見えて、構外の塀なども、簡單なものでございまして重罪犯人と言つても、手錠や腰繩などを附けてをるといふ事はなく、監獄署内は前申したやうに、自由に放任して歩かせて置くのでございます。而して朝晩に點呼をさせるばかりなので。

▲公判廷の有樣

私共はさうやつて居ります内に、六ヶ月は經つて、漸く公判へ廻されました。是がまた不思議なので、裁判所の建物と申して浦鹽斯德にはありながら、區裁判やなんぞの極めて簡單なものになつて參りますと、屢々開かれるやうでございますが、地方裁判となつては中々容易には開かれません。要するに裁判官が始終土地には居らないので、浦鹽斯德、ハバロフカ、ニコライエウスク其他のアムウル沿岸をば巡回して裁判して歩いて來て、段々と此所へ來るのでございます。それまでどうしても七八ヶ月間があるので、それが私のは六ヶ月待

つた末、公判に在りついたと申すのは、餘程早い方なのださうで。是が一つ狂ふと、豫審調書が裁判官の手へ渡らなかつた場合には、よしその時未決監に待て居つても、再度の巡回を待たなくてはならぬ不都合が起ります。私などはこぼれ幸ひだつたので。

その徑路を一寸お話し申すと、まづ豫審があつて、調書が出來ると、その調書を檢事局へ送ります。その送られた調書は四人の檢事に依つて、悉く調べられまして、第一の檢事が閲してその紙尾に自家の說を述べます。次いで第二の檢事が之を閲し。その紙尾の第一の檢事の說を讀んで、また是に自家の所感を書きます。この同じ方法で、第三第四の檢事へと運ばれまして、四つの說が調書の紙尾に附け加へられた時、初めて檢事長の手に渡ります。檢事長はまたこの調書と、四檢事の所論とを檢閲しまして、是は全部を批評して加筆し、さて初めて裁判官に渡るのでございます。

それて私の公判の時には、通譯が附きました。東京の人ださうでございます。私の陳述する所は事實密獵をしやうとして、コマンドルスキイ島附近にあつたのではないといふ事が第一で、それから私がかの時捕拿されて間もなく、本船も捕へられましたが、それについて、なるほど本船は島の附近に來たか知らぬが、一船の主宰者なる船長が行衛の知れなくなつたので、船員はまづ路途に迷つたもの。また其船長の行衛を探しに島の附近へ來たものかも知れぬ。且つ船長を失つた本船のそれからの方向も極らぬので、その儘その附近にあつたものに違ひなく、また元より密獵の目的でない事は明かである。それからまた、この嫌疑者として捕へられた私は、かの本船にあるものは一向知らぬものであるからと申して、豫審の折から主張して居たのでございますから、船員は悉く日本へ歸られまして、私共が只捕へられたやうなものなので。飽くまでも是を主張した爲に、賢明なる裁判長は終に證據不充分を以て、無罪の宣告を與へられたのでございますから、始めて私は晴天白日の身となつて、それから一ヶ月半ばかり浦鹽斯德に滯在しまして、便船を待つて五月に日本へ歸られる事が出來ました。

然るにその裁判終結に及んで後、檢事は控訴したのでございます。然しこれは形式に止まつて居るので、その檢事の控訴と共にかの、豫審調書はその儘、露國政府へ行つて、それから露國政府の裁判の下に、一層の罪の有無を決定するといふのが、全體の法則なのでございますが現在私に向つても、裁判官が無罪であるから歸國しても可いと申しました位て、かの檢事の控訴の何かは、殆ど形式に止まつて居つて、露國政府からの改まつたる宣告はその後一ヶ年を經て、私の手元へ來るべき約束でございますが、二年以上經つて今に、何の答へもない有樣でございます。然しかの折に捕へられました本船はその儘今に歸つて參らないのだといふ事を、此程その船主から聞きました。

❀海上の生活

かういふ商賣は外から見ますと、中々趣味のある樣に見えるもので、入つても實際初めの中は面白うございます。遠く本島を離れて大平洋乃至は日本海、オコツク海の方面を行きましては、四邊たゞ水ばかり、朝に日を拜し、夕に月を觀まして、雲や、霧や、たゞそれのみに茫漠たる海原を見ましては、殆ど無爲の境に達するといふやうな感じも起らないてはないのでございますが、退いて考へれば、あんまり好い商賣てはないので。海上にあつて、齷齪と働いて、獲る所の財は、大した事はないので、いつになつても、一人前の人間にはなれないのでございます。

それに暴風雨てございますが。これが不思儀なものでございまして、勿論害やなんぞの有樣て豫知が出來ます。嵐があるぞ、暴風雨だぞといふ時に、陸があり、山が見えて、それに漕ぎ寄せて難を逃がれやうといふのは愚かなので、その場合には却つて陸に遠かるやうに、嵐のある事を豫知すると、出來るだけの全速力で沖の方へと走ります。而していよ／＼暴風雨が起つた時は、いかに船が搖れやうがどうしやうが、波に逆らはぬやうにと船を浮べましたならば、一向危險はないものでございます。それを却つて、嵐となつて陸に近よらうとすると、その便利な方面に向いた陸なら宜しうご

ざいますが、さう行かなかつた場合には、却つて前途に不都合、不利な所に碇泊するやうになつて來ますのでございます。

然し近來東亞問題が大分盛んになつて參つて、危機が大分切迫して來た樣子でございますが、さうなると私共漁獵船に乘りますものは、餘程警戒をしないといけませんので。うか〳〵オコック海方面や、日本海附近をさまよつて、露國の艦隊になんぞ見付かつて、本國に密告するものだなどゝ思はれて、再び捕へられた場合には、密獵の寃罪よりは一層酷薄な目に遇ひませうが。その危險を恐れますから、私共はさうなつた曉には、段々と太平洋方面から、都合によつては南亞米利加の極端には、隨分獵のあるといふ事を聞いて居りますから、難をその方へ避けて、大いに利を獲やうといふ計畫なのでございます。（尾）

○東京便

別　天　生

稱啓軍國の事蹟に勿忙を極め申候、宜戰の勅諭を拜誦したる我國民は何れも公義の爲に踴躍起つを辭せざる可く血氣旺盛なる壯士は一刻も早く召集の命下らむことを希ひ馬前に屍を曝すの期を待望し、農夫も耒耜を棄て商估も擔架を抛ち勇ましくも劒を扼して怒髮を衝くの慨見へ申候、街衢僻陬に到る所に忠愛勇武の氣象は海戰第一勝を祝するの日章旗と共に輝き渡り悠然世界の間に濶步するの樣仄かに相見へて今更の如く我が肩幅廣くなりたる如き心地致候

露國の蠻行必ずしも茲に之を擧げて謂はざる可し、彼の傍若無人の振舞凌辱の態度は世界文明の通義として容るさゞる所、我れにして彼と戰ふ必ずしも國と國との戰に非ずして社會文明の爲に銃を執り劒を握らざる可からざるなり、彼を醒覺せしめんが爲めなり、彼を救濟せむが爲めなり、異日彼の戰敗後必ずや我を德として謝するの期あらむ、我は自國の利權を維持する上に於て戰ふの止むを得ざるものありと雖ども半面には社會人道の上に於ても彼を仇敵とせざる可からざるの理由を有す

今や我國民の志氣は勃興致居申候、去れど巴里人の如く醉狂する者には無之、朋友相會して談茲に及へば互に慶祝するは勿論なるも海戰第一第二の勝報を聞て直に宴を張るが如き輕率の體見へず、各自互に業を勵むて其職を罄くすの襟度有之、此點に就ては日清戰役に比し一層進んで何れも大國民たるの度量あるものゝ如く見へて未賴母敷存居候、偶々戰勝の報を聞くも職業の前に對しては空吹く風の如く聞き流し晩餐祝杯一盃を傾くるの用意のみに過きず、戰勝の爲に職を抛て狂奔するの徒は時日の經過と共に詭功の念消へ失せるは常態に可有之、冷熱劇り難きの輕浮人情は到底大國民たるの資格無之ものに御座候

此忠愛の民情は一般に世を蓋ふて漲り、囹圄の裡に勾束を受くる身すらも、刑苦を忘れて一片の赤心耿々、國事の爲に盡瘁せむとの感念を惹き起すに至り、或は服役勞務の時間を延長し之に依て得たる工錢を軍資に充てんとして請ひ、或は從來の貯蓄工錢の幾部分を割て獻納せんと願ひ、其の工錢なき者は三食の内一食を節して軍需と爲さむと請ひ出づる者さへあり、其真心寔に察すべし、罪や惡むべしと雖も亦我大和民族たるに耻ぢず、固より當局者に於て此等の請願は許容せらるべき筋には無之候得共此機を利用して大に良知良能を涵養せらるゝことは極て必要と存候

我が當局吏員中判任官にして軍籍に在る者拾貳人內福岡監獄看守長二名長崎大分各一名計四名は早既に召集に應じ申候、殘員八名は今明日を測られず轉膀肉を撫せられ候事と存候、警部に於ては召集を猶豫し獨り看守長のみ召集猶豫と爲らざりしは少しく奇異の感なきに非さりしも本省に於ては此邊に就て陸軍省とも打合せしたるも到底今日の場合協議に應ぜざる回答に接せられたる樣子に承り及候、獨り警部にのみ召集除外したるは全く陸軍當局の行違より斯る始末に及びたる模樣に御座候、看守にして軍籍に在る者通じて千百五人に有之內召集に應じたる者二百五十八人に及び申候、此際は各監獄當局者とも一層戮力して斯道に勵み、殊に戒護檢束の如何に至ては周到なる注意を以て萬遺算無之樣祈願する所に御座候

判任官の召集せられたる各監獄に於ては一層事務處辨上に於て御困難尠からざる所に可有之、此際補欠休職等の道に依り候はゞ事務取扱には便利に候へ共他日凱旋の曉また直に斯道に職を奉する能はざるの不幸に至り結局召集に應じたる者は後顧の患を頒たざるを得ず、斯くては召集大命の趣旨に背く次第に付此際是非とも現官の儘從軍せしめられ度、縱令同僚者に於て一層の負擔を增すとも何れも君國の爲に盡くす事なれば一あつて二ならず、共に艱苦を分つの心掛肝要と存候、既に此趣旨は其筋よりも一般に通せられたる趣なれども尙茲に再應錄して同僚諸君の鞏固なる決心を促かし置申候

出師に際しては將卒の忠勇に待つあると共に一面內財庫の豐富潤澤なるを要するは勿論の事に有之、今回軍事公債募集の擧あるに就ては苟も身官籍に在る者は率先して此擧に應ずべき事に御座候、本省の規約にては月俸四拾五圓以上の判任官は五拾圓債券一枚以上奏任官は年俸六分一以上の割合にて應募額九十五圓にて取扱者を定め夫々應募する事と相成申候、今尙應募期日に達せざる今日に於て東京市のみにても募集額一億圓を超へて一千万餘圓に上り申候、全國を通すれば慥に三億圓に昇るべく、到底各監獄に於ては實際に應募すること能はざるは勿論なるも聊かまた君國の爲に盡すの赤誠を發揮せらるゝは相當の事と存候、若し應募すること能はさる事情ある者は毎月俸給百分三郵便貯金と爲すことに相成居候　是は最早各監獄に於ても御實行の事に可有之候へ共若し万一此企なき時は是非とも御實行の程奉仰候、郵便貯金の件は一般吏員の上下に及ぼすものに有之候間爲念申陳置候

風に勤儉貯蓄の美風は我監獄界に行はれつゝあり し事にて今更申上くる迄の事には無御坐候へ共軍國に際しては層一層各自に此心掛あらんこと望ましき所に御坐候、尙御報申上け度事も有之候へ共、雜報欄內御一讀被成下度希上候　敬具

統計

○明治三十六年十二月末日現在全國在監人員表

	三十六年十二月末日	同十一月末日	三十五年十二月末日	前月ニ比較シ 增	前月ニ比較シ 減	前年ニ比較シ 增	前年ニ比較シ 減
囚人	五四、九四八	五四、三五三	四九、四六四	五九五		五、四八四	
刑事被告人	七、五五〇	八、〇四七	七、二二七		四九七	三二三	
懲治人	三六一	三二〇	二一五	四一		一四六	
別房留置人	二九三	三二四	九〇六		三一		六一三
乳兒	一一一	一〇〇	一〇〇	一		一	
合計	六三、二六三	六三、一四四	五七、九一三	一九		五、三五一	
內譯 監獄	六二、三一八	六一、九七六	五七、一六五	三四二		五、一五三	
內譯 留置場	九四五	一、一六八	七四七		二二三	一九八	

○明治三十六年十二月末日現在全國在監人員表

	囚人	懲治人	刑事被告人	別房留置人	乳兒	合計
小菅	八四六	—	—	—	—	八四六
東京	五五三	—	一、三〇二	—	二	一、八五八
市ケ谷	一、二三八	—	—	一八	—	一、二五六

| | | |

	四人	刑事被告人	合計
沖繩	二八七		三〇〇
樺戸	八二五		八二五
網走	一、〇九五		一、〇九五
十勝	七七二		七七二
釧路	六九四		九五七
札幌	七二七		八八一
總計	五四、九四八		六三、二六三
監獄	五四、一四一		六二、三一八
內譯 留置場	八〇七		九四五
英吉利 男			
英吉利 女			
獨逸 男	一		一
獨逸 女			
露國 男	二		二
露國 女			
佛蘭西 男		一	一
佛蘭西 女			
北米合衆國 男	二		二
北米合衆國 女			
清國 男	二三	三	二六
清國 女			
韓國 男	四	四	四
韓國 女			
合計 男	三二		三六
合計 女			

○前表中外國人を國籍に依り區別すれは左の如し

○明治三十六年十二月末日現在全國囚人刑名別表

刑名	明治三十六年十二月末日現在 男	女	計	同年十一月末日現在	前月比較 增△減
無期徒刑	一、二八五		一、三五七	一、三四六	一一
有期徒刑	三、四五八	七二	三、七七八	三、七六七	一一
無期流刑	一	一	一	一	
有期流刑	八		八	八	
重懲役	三、四六九	五五七	四、〇二六	四、〇二九	△
輕懲役	三、三七八	二八九	三、六六七	三、六五〇	三
重禁獄	五		五	五	
輕禁獄	二		二	二	
五年以上	二、七六九	四四	二、八一三	二、七七七	三六
五年未滿	六、六〇三	二〇三	六、八〇六	六、七二三	八三
三年未滿	一一、四四〇	四二二	一一、八六二	一一、七四四	一一八
一年未滿	六、六八九	三四一	七、〇三〇	七、〇二二	八
六月未滿	九、八六二	六九〇	一〇、五五二	一〇、一九九	三五三
一月未滿	五一五	六六	五八一	五七一	一〇
計	三七、八七八	一、七六六	三九、六四四	三九、〇三六	六〇八
三年以上	一		一		
三年未滿	一一三		一一三	九三	一〇
一年未滿	九〇	二	九二	九三	△一
六月未滿	二九九	一三	三一二	三一九	△一七
一月未滿	八〇九	三九	八四八	八六六	△一八
計	一、三一二	五四	一、三六六	一、三八二	△一六
拘留	九〇四	一六八	一、〇七二	一、一〇六	△三四

書		二二	二二	二二	二二	二二
合計	初犯	一九、四九七	二、一四五	二一、六四二	二一、三五八	二八四
	再犯以上	三二、二二五	一、〇八一	三三、三〇六	三二、九九五	三一一
	計	五一、七二二	三、二一六	五四、九四八	五四、三五三	五九五

翻譯

○棄兒及私生兒

組育慈善保護協會副幹事　アンナ、チー、ウヰルソン

ヒラデルヒヤに於けるものはボストンに於けるものより六年後に創設せられたりと雖も其の間別に協議を經ず何等の干係なく獨立して創設せられたるなり之に關して尤も著しき事狀とする所は當初に於て何人も此の如き事業を始むるの考を有せざること是なりヒラデルヒヤの兒童保護協會は特に無告の兒童を保護せんが爲めに企てられたるものにして固より初めよりして如何に貧母を處すべきかの問題と其兒童の救助問題とは互に相干聯して密接の事業たるや疑を容れずと雖も而かも未だ貧母處置に就ては深く意に介せざりし所なり然るに朋友なき妙齡の婦人は其腕に嬰兒を抱き共に救助を請ふて已まざる多數の場合のるに於て先づ其嬰兒を採て他を顧みさらんと欲するも到底爲し能ざる所にして日々此等の狀況を目擊し且無智弱行の悲慘極まれる情話を聞くに迨んでは益々同情相憐の感を起こさゝるはなく遂には斯の如き多數の者は兒童と共に其救護を請ふと雖も殆んど其道杜塞せられて之を容るゝ所なきの實況を見るに至れり是を以て先づ初め彼等に對しては母並に兒童を救護すべきか若くは單に兒童のみを救護し母をして賃銀を求めしめ自活の方法を講せしむべきか此の二問題に就て決せさる可からず然るに協會は特別の組織を有せざるを以て止むなく第二の方法を採用せさる可からさるに至れり是れ固より誤謬の拙策に出てたるものにして母は決して獨り其兒童を離して救護を一任せざるのみならず寧ろ自己所得の一部分を以て之を養育せんことを計るに至れり

今茲に簡單に此善良なる救助方法の成蹟に就て述ふるを必要と信するを以て左に之を說述すへし

一、母と兒童とを分離するときは其結果として兒童の死を惹起するに至るは通常免る可からさるの數にして若し此の如き組織を採るとせば確然此の事實を生ずるに至るへきなり唯夫れ此の方法に基て生活の好方便とする所は田舍に於て良婦を搜索し茲に寄宿せしむるに在り

二、母は漸次に其兒童に向て注意するを怠り屢〻其兒童を放置し他に逃走するに至るへし是れ即ち或場合に於ては犯罪の傾嚮を來すものにして其の原因は分離に依て起るものなり或は之か爲めならずとするも左の嘆聲を聞くが如きは往々吾人の耳にする所なり曰く若し予にして嬰兒と起居を同ふするに至らば此の如きに至らざるべしと

三、例ひ母は實際に惡行を爲さゝりしと雖も著しく性質の壞敗を來すは事實の免かる可からざる所なり而して此の如き頽敗は容易に善良なる感化薰育を施こすこと能はさるものとす

以上の如き結果は愈々益々以て從前の組織事業に對し信を措く能はざるに至り眞正の救助は獨り母兒を同一に收容するのみならず實行の基礎茲に胚胎するを要するものなりとの感念は一般斯事業に從事する者の認むる所となるに至れり今初めて兒童保護協會に於て母兒の救助を計りたる結果に就ては如何なる狀況を呈せしや未だ之に關する記錄を得ずと雖も疑もなく一般需用供給の原則に從ひ一方に於て勞働を望めば他方に於て勞働者を得んことを望む者あるべし而して時の赴くに從ひ漸次此方法に依ての救助人員增加するの傾嚮あるより察すれば母の兒童と起居を同ふし而して勞働せんことを希ひ亦之が爲めに相當の機會を得らるへきことは確然の事實なり固より或時期に於ては其供給を充たすべき多數の婦人を得るに困難なる場合ありと雖も亦他の時期に於ては田舍の新聞紙に廣告して以て傭主を搜索するの場合もあるへし是れ實に私生兒に對する母の場合に於て之が適用を見るのみならず尙遺棄の婦人及寡婦も亦同一の方法

に依て救助せらるへし總へて此等の者に對して救助するの趣旨は全く其兒童の維持に苦む所の母に向て救助を與ふるものにして特別なる階級に屬するものとして保護を與ふるに非るなり

一面總へて母の救助を爲す所の保護院に向ては印刷物を配付し中に如何なる母と雖も兒童と起居を同ふし而して養育せんが爲めに働かんと欲するものは兒童保護會に於て之を擔任し相當の職業を捜素すへきことを記し以て勸奬勉めて怠らざるなし

尙又他の一面に於ては視察者を保護院に派し嬰兒を法律に依て許されたる期間即ち二年間其保護を委托することより寧ろ自ら今日に於て相當の地位を作るに如かさることを勸告せしめたり固より以前に於ては兒童の保護期間二年若くは多少猶豫の期間ありたるに過きずして此の間母は兒童に對して何等の注意を加ふることを要せざりしなり是を以て從て母は嬰兒の保護を請ひ以て晏如たる狀況なきにしも非ず故に保護院の保姆其他の傭人も亦此組織に就ては勉めて協力し婦人をして專ら其職業を採らんことを勸告せさるはなし獨り之を勸告するのみならず彼等は又婦人の性情に關して特に智識を與ふること尠なかさるものとす此の智識開發や誠に非常の効力を有するものにして自ら社會に立て相當の位地を占むるの根基たるものなり

其母兒に關する總ての事項に就ては出來得る丈精密なる記錄を作るを要し此記錄は例ひ彼等の一家を組成したる後と雖も尙繼續して記入するを要す

若し兒童をして母と共に居住せしめなは母の受くる所の輕蔑侮慢は兒童も亦之を分擔せざるを得ざるべしとの非難は實際の經驗に徵し其の誤れるを知る得へきなり却て母は其職務を盡したるの點に於て名譽尊敬を回復し先きの輕蔑侮慢は直に烟散霧消せらるゝに至るへけれはなり數多の例證の指示する所に依て見れば兒童は母と共に同居したるが爲めに無限の愛情を受けつゝあるは事實なりとす且又此の如き婦人の再婚し兒童と共に夫家に赴き此塲合に於ては兒童を伴ひ再び自己の家に歸來するあるは往々にして見る所なり

此事業はボストン及ヒラデルヒヤの外尙チカゴバッフエローニ波及し從て各地に於て散在するあるを見るに至れり而して此の方法に依て毎年一千人以上の婦人は獨立生計を營み兒童を養育することを得るものとす勿論此の統計は普通方法の指示する所に從ひ唯成効したる部分に就てのみの數なりと雖も其他に至ては何人あるかを知らさるなり

以上の關係に依て此の事業はヒラデルヒヤに於ては最も簡便にして且費額を要すること少なき方法なることを知り得へきなり此の救助方法に於ては特別に負擔なるものなく唯傭主は通常派遣費を支出するのみ視察者の俸給及旅費等は即ち支出の重要なる者たるに過きず

然りと雖も實際之に從事したる經驗者は此事業は決して現行の如く擴張するに非ずんば眞に其成効を收むること能はざるへきを信ぜり例ひ其費額の支出に於て甚だしき增加を要せずと雖も之に從事する人の多數を要すへきは勿論とす先づ其婦人の勸むへき家を撰擇せんと欲すれば恰も無告の兒童の寄宿の家を撰擇するが如く同一の注意を要し尙一歩進んでは此等の家には常に訪問監督を加へ母兒と傭主とは共に懇親なる關係を保持するや否やを視察せさる可からす此の如き懇篤なる監督の制は同情を博する所の婦人を以て專ら之に充て他の者をして關係せしむ可からす果して然らは決して母と傭主との關係をして誤まらざらしむるとなく其諫言に聽從し尙婦人の一家を組成したる後と雖も圓滑に彼等の處置方法を指示することを得へきなり而して他の一方を顧みれば傭主も亦事實の眞相を知るに及んで疑念を狹まず之を需用せんと欲するの念を抱き獨り其職業は母に向て與へらるのみならず其職業たるや最幸運なる者すらも尙容易に發見し得ざる所の貴重の位置を得へく從て適當に兒童の發育を企つることを得へきなり是れ實に長期間彼等を保護監督したるの干係に依て生したるものと謂ふへきものなり地方視察員の職務も亦必要重大なるものにして或塲合に於ては此等の者は官廳視察員の事業を補充することを得へきものとす

而して茲に此制度に關聯して最も注意を要すへき他の問題あり即ち母の出產前の時期に關するもの

にして之に就ては吾人は其目的を達せんか爲めに十分に盡瘁する所なかるへからす此期間は所謂其心をして正良の方嚮に向はしむべき必要の時機にして是れ全く母の救助のみに干する問題なりと雖も妙齡の婦人をして一朝に其幸速を變して不幸墮落の民に終らしむるを以て之を回復せんには神聖に其婦德を維持せしむることの外他に策なかるべく唯之に依て訓誨指導を怠ることなきを要す

皮想の觀察者は彼等未婚婦人をして責任を充たさしむる所の救助事業に對しては重きを置かさるへしと雖も是實に無告の兒童に保護を與ふるものより尙特別なる必要を有するものと謂ふへきなり若し夫れ私生兒の救助は唯母たる者の責任を敎ゆるに在るものなりとの觀念にして發達し來らば此の事業は最も深重なる意義を有するものなることを曉るに至らん母を救助して自己並に兒童を養育せしむるは豈獨り社會に於ての負擔義務とのみ謂はんや例ひ間接なるにもせよ是れ又人種の道德の發揚に於て須らく努むる所なかる可からざるに非ず

雜報

○軍國に際する囚人利用法に就て

刑事の目的の爲に勾束したる一般囚人を國家必要の時に應じ之を利用するは敢て妨げなきのみか、寧ろ社會政策の爲めに其刑罰の觀念を侵害せざる限りは之を努めざる可からず、殊に軍國に際しては總へての機關、軍事上の行動と其步調を一にするの必要あるを以て監獄に於ても成るべく其所在軍隊と協議を遂げ軍需品の製作等に任すること刻下に處する急務なるべし、此趣旨を以て既に東京諸監獄に於ては砲兵工廠と打合を爲し天幕其他の軍需品の製作を擔任せりと謂ふ、亦場合に依りては兵舍假小屋建築等の爲め外役せしむるも差支なかるべく、一層此好機會を利用して陸海軍と聯絡を結び付くること肝要なり、殊に況んや一面に於て經濟界の沈睡すべき今日に於ておや、一般監獄の受負に屬する事業は此事變の爲に打擊を被むりて停止若くは縮少するの已むを得さるへきものあるを以て此際以上の方針を採ること極て適當の措置なるへしと思はる

○假出獄に就て

（小河委員長の談）

假出獄の濫觴は愛爾蘭制度に起り其刑の執行法をして刑期の進行するに從ひ嚴より寬に赴くの一階梯たり、故に假出獄も亦刑の執行法の一部たるに外ならず從て囚人にして假出獄を許せば最早刑の執行を脫したるかの如き思想を抱くは謬まれる者の甚したきものと謂ふへし、然るに從來我邦に於て假出獄を許し來りたる先例方針等に依て之を見るに罪質を撰み再犯以上の者に之を許さゝるか如き慣例ありたり、假出獄も無論刑の執行法の一部たる以上は今日斯の如き究極なる制限の下に設くの必要なふれば今一層此範圍を擴充するこそ肝要なれ、然るに一面假出獄に對し寬容なる方法を採ると共に出獄善後の方法に就て當局者は一層注意を加へさる可からず、唯單に警察署に身元引受人の諾否等を取調べ其回答を待て出獄を許し爾後敢て之に干涉せさるか如き風にては到底善後の道立ちたる者と謂ふ可からず、場合に依りては必ずしも警察署に照會する迄もなく善後方法に就て監獄に於て採るべき手段あらば之を假出獄願書中の書類に明記して可なり、兎に角一々警察の照會回答の寫を添付するの必要もあらさるべし、縱令ひ此等の書類を添付すると雖も出獄後全く監獄の關係を離れたるものとして見る可からず、殊に況んや軍國多事の際に於ては一層此機會を利用して一面假出獄に對する從來の先例等に拘泥せず適當と認めたる者は其旨を具申して假出獄を許し彼等をして軍國必要の役務に就かしむることは今回の時局に際する適當の措置と謂ふへきなり是れ即ち典獄の假出獄に對する適當の職權にして從來の先例に拘泥せず其範圍を擴張したるは即ち職權の擴張にして若し萬一出獄善後の方法にして不良の結果あるときは此職權はまた從來の如き狹き範圍に限縮せらるゝの止むを得ざるものあるべし、此點に就ては當局者に於て十分の注意あらむことを望む、されどまた此假出獄の範圍を擴張したることに就て單

に今日の時局に際する心得として思惟するは誤れり、平時に於ても予は常に此方針を以て取扱はれんことを望みたる次第なり、加之徒に假出獄者の人員をして多からしめ時局に應ぜしめんと欲するの趣旨と誤解することある可からず、監獄當局者に於て假出獄を許すべき者と認めたる以上は本省に於ても成るべく從來の取扱方針を改め左程究屈に制限するの必要なきを以て成るべく之を寛大ならしめ以て良民たらしむる準備の地を作らむと欲するに在りて必ずしも一概に時局の必要に應じて臨機の措置を採りたる者に非ず、此趣旨は十分に諒得せられんことを望む云々と本月茶話例會に於ての談なり、其詳細速記は次號に之を掲ぐべし

○戰時召集に應じたる看守の休職俸給に就て

今回勅令を以て發布せられたる巡査看守の召集に應じたるときの休職俸給に就ては昨今詮議中にして或は相當俸給全額を給せらるゝことゝなりて本月中には相當俸給令の改正あるべしと謂ふ、日清戰役の際發布せられたる勅令には豫備後備の軍籍に在る巡査看守にのみ其適用を受くと雖も今日に在ては第一第二補充の兵種を加へられたることなれば獨り之を除外するの理由なしとのことにて今回勅令の發布を見るに至りたる次第なりと

○別房留置人の入監

一旦出獄せしめたる別房留置人にして引取人なく若は住所なきときは再び監獄に收容することを得るや否やに就ては從來の先例に依れば別に入監せしむべき効力の存する書類なければ自然に入監せしむること能はずの論定を下たしたるも今日に於ては監獄則中適法の書類あれば入監に差支なきことなれば此等の出獄人にして警察署の引取人若は住所なき證明書さへあらば之を以て適法の書類と爲し入監せしむるも差支なしと謂ふ、既に本件に就ては其旨回答したる先例もありと謂ふ

○別房留置人の減少

今日に於ては別房留置人著しく減少して全監獄を通じ三百人内外と爲りたるも既に本人の申立に依り住所若は引取人ありと認めたるときは警察に照會の手數を煩はさず直に出監せしむるも差支なきことゝ爲りたれば、當局者の手加減に依り監獄に一人の別房留置者なきを見ることを得べき次第なれば、三百人内外の數は尚未だ比較的多きを免かれず、今一層當局者は茲に注意して成るべく出監せしむるの工夫を講じられたきものなり、多少の注意を加ふれば一監獄多くて三四人に上らざるべし、殊に一旦出獄せしめたる上住所引取人等なければ再び入監の途も開き居ることなれば兎に角出監の方針を採ることゝ適當ならむか、別房留置の制度は既に時代後れにして決して之が爲に善後の手段と爲る譯に非されば此際各監獄とも成るべく出監の方法を講じられたきものなり

○經費の節約

（眞木委員の談）

今日の時局に際しては監獄經濟上甚だ杞憂に堪へざるものあり、戰爭は非常に長引くものとして覺悟を定めざる可からず然るに今日囚人に外國米を給するも將來此輸入の途塞塞せらるゝに至るべければ自然に外國米の價格騰貴するに至るを免れず、内國米と雖も自ら石數に限あるを以て價格の騰貴を見るは必然なり、今日に於てすら既に米價の暴騰に苦しみつゝあることなれば將來は一層甚だしき困難を告ぐるに至るは今より何人も豫想する所なるべし、然るに在監人費は豫算の外三十萬圓の增額を大藏省に請求し幸に本年度は當局諸君の注意と盡力とに依り或は器具材料の購求を一時見合せ其の他場合に依りては留置人費の支拂を來年度に延はし本年度の急を凌ぐことを得べきかなれども來年度に於ては忽ち茲に至つて究迫を告げざる可からず、固より戰時の事にしあれば國庫財政の上に於ても非常の入費を嵩むることなれば、不急なる監獄費に向て多大の經費を支出せざるべく、勢ひまた監獄に於ても此事變に際しては非常の心掛を爲すべきは臣民否身を官錦に置くものゝ殊に留意すべき所にして今より豫め此點に向つて夫々研究を爲し十分十二分に節約の方法を講ずるこそ當局者の任務なれ、出征しては劍戟を把り身を以て國家に捧くるも臣民の分とすれば、入ては各々官職を守り此事變の爲に毫も職任を曠ふすることなく小額の經費を以て能く忍んで之に耐へ而

も監獄改良の實績を奏し得たりとすれは之も亦我斯道者の國家に對する任務と謂はさる可からず、必ずしも敵と戰ふのみを以て忠君愛國と謂ふ勿れ、監獄の爲に其職を竭し所謂感化の方法手段を講すると共に作業經濟の上に細密の注意を拂ひ冗費を節し有用の資に充つるも亦同しく忠國の意に外ならず、謂ふ迄もなく冗費を節することは各監獄官吏の常に留意すべき所にして今日の時局に際し來年度の經費に關し吾人の一に恃む所は即ち此一點に外ならず、之を除きては他に何等の方法手段わるなし、既に餘裕なき國庫に對するの覺悟としては監獄に於て冗費を節するの外他に財源を得るの途なきものなり、此點は今より諸君の研究を望む所なり、其の冗費を節するの方法として一例を擧くれは殘飯の處分の如き是なり、今尚各監獄の殘飯に就ては非常の量にして之が處分に就ては一層の注意を望まざるを得ず、之を節すれば多少また食料費の一助たるを得へきなり、其額固より微なりと雖も微を積むて能く山を成すに至るべく先づ此邊より留意せられんことを望む、加之時變に際しては受負に屬する作業の委靡するあるは免かれさる所なるを以て一方に收入を減じ、一方に支出を高むるの實況なるか故に深く萬般微細の點に注意し切めて費消額の一部をも節し之を以て監獄經費の增嵩を減少せしめんことを切望す云々と茶話會に於て有益なる談話ありたり、詳細の速記は次號に掲載すべきも時節柄、一刻も早く諸君の注意を望む次第なるか故に其の要領を摘記せり尚參考として別表殘飯額一覽表を掲ぐ

明治三十六年自一月至十二月各監獄在監人食糧給與額並殘飯額一覽表

獄名	給與食一日一人平均	給與食一升ノ量	殘飯石數	給與石數ニ對スル殘飯石數ノ歩合	殘飯ヲ食糧ニ利用石數	殘飯處分	使用參ノ種類
小菅	分 六、八六	升 〇、九〇	石 一〇二、六三五、五	歩 〇、四七	石 五八、七三五、〇	食糧味噌ニ利用及他ニ賣却	換割麥
東京	四、四四四	〇、八四〇	三六、七二九、五	〇、二五五	〇、二五五	沸湯糊ニ利用及他ニ賣却	換割麥
市谷	五、九九〇	〇、七〇〇	一〇五、八八〇、〇	〇、三七四	〇、三七四	他ニ賣却	換割麥
集鴨	五、七六四	〇、八〇〇	二五、八五、三三	〇、四八八	〇、四八八	他ニ賣却	換割麥
横濱	六、〇三五	〇、八〇〇	一四六、〇〇九、九	〇、八一八	〇、八一八	其糧ニ利用及他ニ賣却	換割麥
和歌山	五、一四〇	〇、八四〇	四、四〇〇〇	〇、〇〇三	〇、〇〇三	味噌ニ利用　他ニ賣却	換割麥
橋本	五、八〇三	〇、七七八	四六、〇〇〇〇	〇、一四六	〇、一四六	其糧ニ利用及他ニ賣却	換割麥
千葉	六、五六〇	〇、八一〇	一〇、六一四、八	〇、〇四五	〇、〇四五	味噌ニ利用	換割麥
水戸	六、〇八〇	〇、七四四	七六、二六八、八〇	〇、二六一	〇、二六一	其糧ニ利用及他ニ賣却	換割麥
宇都宮	五、五三〇	〇、七八六	一〇、八五四、一〇	〇、一〇二	〇、一〇二	他ニ寄却	換割麥
甲府	五、六一九	〇、八一〇	四、三一〇〇	〇、〇三九	〇、〇三九	養豚餌ニ利用	換割麥
安濃津	六、〇〇八	〇、九一三	一〇四、六、三三〇	〇、四九五	〇、四九五	其糧其他ニ利用及他ニ賣却	換割麥
名古屋	五、四〇〇	一、二〇〇	一二七、五八五〇	〇、二七一	〇、二七一	其糧其他ニ利用及他ニ賣却	換割麥
靜岡	五、九、五〇〇	〇、八〇〇	一三四、三三三〇	〇、三六四	〇、三六四	其糧ニ利用及他ニ賣却	換割麥
勝所	六、四二	〇、九五五	一四、八二七、九	〇、〇九七	〇、〇九七	養豚餌ニ利用及他ニ賣却	丸麥
岐阜	五、八五〇	〇、九〇〇	一二、六二一、七	〇、二七八	〇、二七八	其糧ニ利用及他ニ賣却	換割麥
福井	六、一六八	〇、七七七	一二、一七一、四〇	〇、一六八	〇、一六八	洗濯糊ニ利用及他ニ賣却	換割麥
金澤	七、〇〇〇	〇、八〇〇	四〇、一〇〇、一六	〇、三四〇	〇、三四〇	其糧其他ニ利用及他ニ賣却	換割麥
富山	六、五三〇	〇、八〇〇	一五、〇八二、四〇	〇、二四一	〇、二四一	其糧其他ニ利用及他ニ賣却	換割麥
新潟	六、七六三	〇、八六六	三三、五五一〇〇	〇、一五三	〇、一五三	貧糧其他ニ利用及他ニ賣却	換割麥
仙臺	五、五八一	〇、八六五	一六、四二六六六	〇、〇六九	〇、〇六九	他ニ賣却	換割麥
福島	五、六〇〇	〇、八四五	一一一、〇三四〇	〇、四一一	〇、四一一	他ニ賣却	換割麥
盛岡	六、三一五	一、二〇	一二、七四三〇	〇、三二	〇、三二	豆腐其他ニ利用	換割麥
青森	輪番十一月二日ヨリ外國米	〇、七二〇	四〇、四〇七、三	〇、三六六	七、一二七	豆腐其他ニ利用及他ニ賣却	換割麥
山形	六、三〇、	〇、七六六	四八、二六八、四	〇、二二三	一六、六八三	豆腐其他ニ利用及他ニ賣却	換割麥

| 府縣 | | |

の比較表を掲げて參考に供す、勿論體量の增減を以て健康の如何を卜するの標準とは爲り難しと雖もまた體量は多少顧慮すべき點たるを疑はず

○在監人出監時體量比較表

	出監人員	出監時體量	差引減	一人平均	出監時一人平均體量	一人平均減
一麥給與內地米挽割	三〇	〇八、五三〇	四〇、六九	八六六	一三、六三	一、三八
二麥四分五米給與挽割	三〇	四〇、八一三	三九〇、八四〇	二、七、三〇〇	一三、九六五	一三〇八
三麥給與外國米四分五挽割	三〇	三七、七〇	三七、七〇	三、六五〇	一三、四七六	一、〇八七

備考

(一)は三十六年四月一日より同四月二十九日に至るまで日本米四分挽割麥六分の割合を以て給與したる者

(二)は三十六年十月二十四日より同十一月三十日に至るまで外國米四分挽割麥六分の割合を以て給與したる者

(三)は三十六年十二月一日より同十二月三十一日に至るまで外國米四分甘藷六分の割合を以て給與したる者

○身體搜檢に就て

囚人に對し入房時毎に身體の搜檢を爲すは殆ど我國監獄の特異とすべき慣例にして固より構造の木製脆弱を恐れて斯くまで綿密の搜檢を施すを要なれば必ずしも咎むべきに非ずと雖もまた一面より考ふれば搜檢に信托せんよりも既に彼等を一定の構內に拘束したる以上は手に觸れ目に觸るゝ所に危險物を置くことを避くれば何ぞまた搜檢の煩を要するに足らざるべし、苟も構內斯る危險物若は包藏物を置かしむることを既に紀律の嚴肅ならざるを證するに足る、加之また監房搜檢なるものありて頻次之を行ふに於ては殆ど彼等をして手を下すの餘地なきは勿論なり、然るに事の實際に於て往々意外の不幸あるは搜檢若くは監房檢査乃至構內の取締何れも形式に過ぎざるを以て名に於て此等の事を行ひたりとて決して戒護の周密を期したるものとは謂ふ可からず、寧乃是あるが爲に却て之に安んずるの餘地を作つて無きの優れるに如かざるものあり、見よ、三四人の看守にして赤裸々たる千有餘の囚人を一々開口擴手せしめ其他殆ど見るに堪へざる醜體を露はさしめ而も之を僅々二三十分の間に搜檢し了せしめざる可からざるに非ずや、如何に粗裸とは謂へ到底形式に終らざるを得ざるは常識の察知し得べき所なり、斷然斯る醜體の姑息法を廢し先づ第一着に構內の取締を講じ然る後時々機に應して此搜檢を爲し若は搜檢室に懸ける監房衣を檢し或は監房搜檢の事を行ふを可とす、殊に況んや新築の監獄石造の監獄に在ておや此滑稽的演伎を出演せしむるの必要あらざるは無論なり、此頃巢鴨監獄に於て個人的必要なしと認めたる者に限り先づ之を廢したりとの一事を聞き頗る予輩の意を得たるものあるを以て茲に之を揭げ洽く當局者諸君の一考を煩はす

○本月茶話例會

二月二十日午後一時より茶話例會を催ふしぬ、出演者は本月七日無事歸朝せる留岡教授にして英米監獄近時の進歩を講話し而白く且有益なる教訓を聽者に與へ終つて有馬典獄の奇拔なる外役論眞木小河兩事務官の時局に際する各々一席の講話ありて無事散會したるは夕四時頃なりき、聲監學校生徒との會合も本日を以て納會とすべきに依り、從て教師生徒の謝恩會もあるべき筈なれども、時節柄宴會は差控へ茶話に時を移し各自惜別の情に堪へざる無量の感を以て各々袂を分ちぬ

○諸星來往

○神野典獄は建築用の爲め本月十二日出京、歸任は二十一日頃なるべしと

○芥川新任典獄は本月十七日赴任

○鈴木堀川典獄は本月十五日赴任

批評

○笞刑論（非賣品）

小河滋次郎氏著

本書の前一節は即ち前號本會雜誌の會說として揭出したるものにして著者は臺灣律令の笞刑を採用するに至りしを我邦刑典の恨事として極力之を反駁し、著者平素の責任主張に於て盡くすべきの務を全ふしたるものなり、笞刑の今日歐米に遺存せ

る所以の理を以て之を自利的觀念と爲し殊に英國家庭に行はるゝ鞭笞等の例を引證して以て廢せんと欲するも廢する能はざる社會的事情保守觀念の發露とし之を我邦に摸倣するは即ち國粹を損傷するものなりとの斷案を下したる所、著者の見地として等儕を扱くもの借に此點に存すと謂ふべきなり、徒に泰西の文明に心醉するの極、物の善惡さへ見分け兼ねたる矇朧の眼を以て古代の鞭笞を刑具として今日我邦新領土に使用せんとしたるもの果して何等の辭を以て本書に對すべきや、笞刑論者の多き英國に於てすら一八九八年ハワード協會の卒先し不良少年を處するの方法として問案を設け洽く幾多當局者の意嚮を募りたる際多數の法官警察官は勿論笞刑の存置を必要としたりと雖も亦有數の識者は之を否認し縱令ひ全く否認するに至らざる迄も笞刑を以て遺物と認め唯僅に執拗頑强なる壯士に之を科し一層狹隘なる範圍に止めんことを希求するものありたり、然れども一般に笞刑を以て單に懲戒を加ふるの責罰の具と爲し積極的に矯正の目的を達する能はざるものとし從て効果の如何に就ては多少の疑點あるを免れざるものゝ如し、其多數意見の內殊に最も予の注意を惹きたるは怠惰少年を矯正してカナダ地方に移住せしむるの任務を負へるマリヤ、エスライ女史の答簡にして、女史は過去二十七年間四千人の兒童を管理したる經驗に於て僅に十二人を鞭笞したり、然れども予は尙四千人全部を鞭笞したりと思惟す、何となれば一人を笞すれば從て犯行の起るあるを免れずして終に全部を笞するの止むを得ざるものあるに至るべければなりと尙又曰く不良少年の殆ど全部は其罪責の歸する所先づ第一に兩親なることを告白するに憚からず、某兒あり偷盜の故を以て感化院に送られ、而して鞭笞を以て脅嚇せらる、兒泣て訴て曰く予は如何なる事を爲すべきや、曾て盜せずんば鞭たんと謂はれ、而して今復た盜したるが爲に鞭たんと謂ふ、殆ど爲すべきの術あるを知らず、と英國鞭笞の害此一言に於て盡きたりと謂ふべし、如何に保守思想に富むとは謂へ既に一部有識の間に提唱せられたる非難は遠からざる未來に於て事實として現はるゝに至らむ、然るに今日我國新に之を採用せんと欲するは果して何の意ぞや、笞刑は多少監獄の智識ある者は何人と雖も非難せざるを得ざる所、本書は筆力立論遒勁にして行文の妙あるを以て卷を掩ふを知らざらむ蓋し吾人の所見を代表するに餘あるものと謂ふべきなり、識見の該博卓越は僅々たる此小冊子の間にも認むるを得べく刑事上の良著たるは疑ふべからず一讀後所感を記し著者の勞を謝す

宏評多罪（別天生）

囚獄人保護

○東京出獄人保護事業第七年報

主管　原　胤昭

本事業創立の主因に基き例に由り一月十一日　英照皇太后陛下第七周年御祭日を記念し奉り謹て本事業の成蹟を敬告す

收容出獄人　總員五百七十八人

罪名	盜賊犯	五〇一	殺傷犯	三二	放火犯	三三
	貨幣僞造犯	四	賭博其他	八		
刑期	無期終身	一九八	有期徒刑懲役禁錮	三八四		
犯數	初犯	一八九	再犯	一五五	三犯	一一四
	四犯	三九	五犯以上	八一		

◎成績

一　保護所寄宿就業者　二十五人
二　市中に居住獨立自活者　百五十人
三　地方に轉住獨立自活者　百八十五人
四　死亡したるもの　四十四人
五　轉住後所在不明の者　九十二人
六　保護所より逃亡したる者　三十二人
七　再び犯罪したるもの　五十八人

右により第五第六第七の三項を不良成蹟と見れば總員の十分の七は良成蹟にして十分の三は不良成蹟なり

◎妻子獨立自活者（第二第三項）三百三十五人の內
妻帶せし者　二百二十八人
其の子女　百十二人

◎成蹟調査方法　在京自營者は常に往來交際をなす事により地方居住者は通信により中に疑はしきは居住地の所轄警察署へ照會して品行を確めたるものなり

◎施療　神保院（北神保町）は本事業創立以來被保護者の患者數百人を施療せられ特に傳染病豫防のためには年中懇篤なる注意を與へ且つ醫防劑を投與せられたるにより當保護所は七ヶ年幸に傳染病毒に冒さるゝ事なく可憐出獄人を救濟保護をなす事を得たり爰に記して神保院の特志を鳴謝す

◎當保護所　神田區南神保町（用地は市區改正のため道路敷地となるにより目下移轉準備中なり右につき外事多端のため目今の收容出獄人數は常時の半に減ず居れり

會告

○本會規則第三條第八號ニヨリ五月一日彰功狀並彰功章ヲ贈與セシモノ左ノ如シ

報告地方部長	贈與理由	官職名	姓名	摘要
甲府地方部長	拾年以上皆勤	看守長	古屋喜六氏	
同	同	看守	湯浅藩安氏	
膳所地方部長	拾年以上皆勤	看守	富增利助氏	
同	同	同	中山利義氏	
同	二拾年以上勤續	同	松井儀三郎氏	
岐阜地方部長	拾年以上皆勤	看守長	前田辨次郎氏	
同	同	看守	佐藤集氏	
同	同	同	青島柳太郎氏	
長野地方部長	拾年以上皆勤	同	高橋一郎氏	
同	同	同	河合五八氏	
同	同	同	齋藤信貞氏	
同	同	同	岸木鉄太郎氏	
同	同	同	高内鉄三郎氏	
同	同	同	近藤眞澄氏	
同	同	同	角田藏藏氏	
同	同	同	鹿島信行氏	
同	二拾年以上勤續	看守	今井雄久氏	
同	同	同	飯田愛之助氏	
福島地方部長	拾年以上皆勤	看守長	新井田傳次郎氏	
同	同	看守	北原久宗氏	
同	同	同	柿沼信太郎氏	
同	同	同	丹治正作氏	
同	同	同	渡邊繁輝氏	
同	同	同	町野傳次郎氏	
同	同	同	須藤板家氏	
同	同	同	澤衣尖興氏	
山形地方部長	拾年以上皆勤	看守長	近藤貞起氏	
同	同	看守	石森音三郎氏	
同	同	同	後藤鉄太郎氏	
同	同	同	島倉吉三氏	
同	同	同	關次氏	
同	同	同	茂木惟藩氏	
秋田地方部長	拾年以上皆勤	同	神谷直幹氏	
同	二拾年以上勤續	同	阿部泰藏氏	
福井地方部長	拾年以上皆勤	同	蟻峨高一氏	
金澤地方部長	同	同	佐藤敬次郎氏	
同	同	同	乾芳久氏	
同	同	同	三原熊吉氏	
同	同	同	古澤信孝氏	

同　二拾年以上勤續　荒木三郎氏
松山地方部長　拾年以上皆勤　高木正名氏
同　清水恒八郎氏
同　荒井元一郎氏
同　二拾年以上勤續　今井兼敏氏
廣島地方部長　拾年以上皆勤　兒玉鎮雄氏
同　看守長　河村松次郎氏
山口地方部長　看守　津森平太郎氏
同　看守長　藤井政次郎氏
同　看守　福光兼貞氏
同　押丁　增山彦愚氏
和歌山地方部長　二拾年以上勤續　看守　朝倉俊雄氏
同　拾年以上皆勤　看守長　市川義質氏
同　看守　松井起吉氏
同　牛尾龜熊氏
同　月山光亮氏
同　二拾年以上勤續　市川義質氏
同　上野平太郎氏
同　山本義光氏
德島地方部長　拾年以上皆勤　牛田利八氏
同　笹川喜太郎氏
同　瀨波盛藏氏
同　多谷源五郎氏
同　高田貞三郎氏

十年以上皆勤ニ對スル分ノミ贈與

同　牧野武吉氏
同　濱長英氏
同　二拾年以上勤續　牛田利八氏
高松地方部長　拾年以上皆勤　多谷源五郎氏
同　看守長　寺島靜次郎氏
同　看守　石川平次郎氏
同　岩田利三氏
同　杉本藤三郎氏
同　河平藤太氏
同　杉本庄太郎氏
同　相馬雲平氏
同　森善三郎氏
同　佐々木豐吉氏
同　宮井兵太氏
同　泉川房次郎氏
同　佐藤林三郎氏
同　二拾年以上勤續　看守長　水野忠則氏
高知地方部長　拾年以上皆勤　野村秀茜氏
同　看守　大川義澄氏
同　渡邊喜代馬氏
同　渡邊三郎氏
同　二拾年以上勤續　山本清重氏
大分地方部長　拾年以上皆勤　吉良米藏氏
同　宮田正一郎氏

同	同	森村都氏	
熊本地方部長	拾年以上皆勤	古川内藏彦氏	
同	同	藤田瀧五郎氏	
同	同	橋爪才次郎氏	
宮崎地方部長	拾年以上皆勤	森宗八氏	
長崎地方部長	同	本山留五郎氏	
同	同	谷山泉命氏	
鹿兒島地方部長	二拾年以上勤續	看守長	月野木万介氏
三池地方部長	十年以上皆勤	看守	坂井壽三郎氏
同	同	同	水谷茂三郎氏
同	同	同	古賀長太郎氏
十勝地方部長	同	同	松本仲矢氏

◎巡査看守退隱料及遺族扶助料法詳解　全　四六版美裝　製本既成
附巡査看守療治料、給助料、及吊祭料給與令幷關係法令
●定價金貳拾錢　郵稅金貳錢

本書網羅する所斯法の各條に對して多岐に渉るものは恩給局に就き之を叩き親切丁寧に適實の解釋を加へ之に關聯する各種の法令は細大漏さず卷中に收めて遺憾ゐることなし故に巡査、看守、陸海軍監獄看守、海軍警査、議院守衛及其の遺族たる者は勿論取扱官廳の當局者にありても一本を座右に置かば一は以て享有の權利を確保するを得べく他は以て處務の敏活を期するを疑はず元來本書は著者自らの職務の便を計り編纂せられたるものなるが爲め印刷部數固より多からず有志諸彦希は速に御申込あらんことを

中島晋治講述
◎傍訓巡査看守受驗教科書　全一　定價四拾錢　郵稅六錢

附資格及志願手續

本書は巡査看守採用規則の試驗科目に基き、刑法、刑事訴訟法、裁判所構成法、警察法、監獄法、歷史、地理、算術及作文の各科を正確簡明に講述し傍訓を施し何人と雖とも能く容易に獨習するを得べく又附するに巡査監守たるの資格及志願の手續を平易に說明したるものなれば苟も巡査看守の試驗に應ぜんとするものは以て其指針となすべく又試驗官吏として職に從事するものは問題の採擇答案審査の參考に供すべきは勿論已に巡査看守諸氏と雖以て執務の資に供すべく特に現職に在るの士は宜しく知己友人を奬勵推薦するの場合に於て其素養を啓發せしむるに於ても又欠く可らざるの良書たるを信ずる也

明治三十七年二月二十日
發行人兼編輯人　磯村政富
印刷人　磯村兌貞
發行所　東京市麹町區飯田町五丁目卅二番地　監獄協會
印刷所　東京市麹町區内幸町一丁目五番地　惠愛堂
出版人　磯村政富